

平成27年12月8日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
5 番	松田義太	14 番	松尾征子
6 番	中村一堯	15 番	光武学
7 番	稲富雅和	16 番	松尾勝利
8 番	勝屋弘貞		

2. 欠席議員

11 番 松本末治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	藤	田	洋	一 郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	人	川	原	逸	生
権	・	橋	村	直	子
同	和	田	崎		靖
対	策	中	島	憲	次
課	長	橋	口		浩
参	事	山	崎	公	和
企	画	山	浦	康	則
財	政	岩	下	善	孝
課	長	岸	川		修
兼	選	栗	林	雅	彦
管	理	小	野	隆	浩
委	員	染	川	康	輔
会	事	針	長	三	州
務	局	澤	野	政	信
参	事	村	田	敏	樹
事	務				
局	長				
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
選	管				
理	委				
員	会				
会	事				
務	局				
局	長				
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
産	業				
支	援				
課	長				
兼	産				
業	部				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
環	境				
下	水				
道	課				
長	兼				
ラ	ム				
サ	ー				
ル	条				
約	推				
進	室				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
教	育				
総	務				
課	参				
事					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
監	查				
委	員				

平成27年12月8日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 閉会中の継続審査議案
- 議案第50号 平成26年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 報告第6号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（報告）
- 日程第3 報告第7号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（報告）
- 日程第4 議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第5 議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第6 議案第59号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第60号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第61号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第62号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第63号 平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。中尾事務局長。

○議会事務局長（中尾悦次君）

諸般の報告をいたします。

本日、12月2日提出の議案第60号 鹿島市税条例の一部を改正する条例に係る議案説明資料の一部について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長宛てに申し出がありましたので、そのように訂正していただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 閉会中の継続審査議案

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1. 議案第50号から議案第55号までの6議案について審議に入ります。

去る9月定例会において、決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をされました議案第50号から議案第55号までの平成26年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果はお手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成27年11月11日

鹿島市議会

議長 松 尾 勝 利 様

決算審査特別委員会

副委員長 勝 屋 弘 貞

決算審査特別委員会審査報告書

平成27年9月28日の本会議において付託されました、議案第50号「平成26年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第51号「平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第52号「平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第53号「平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成26年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、11月9日に現地調査を、10日、11日の両日に審査、計3日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会副委員長、勝屋弘貞議員。

○決算審査特別委員会副委員長（勝屋弘貞君）

皆様、おはようございます。それでは、決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月28日の本会議におきまして、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第50号から議案第55号までの6議案について、11月9日、10日、11日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、9日の午後からは議案関係5カ所の現地調査を行いました。1カ所目が市内非常用蓄電池取替工事、2カ所目が沿岸漁業振興特別事業（バラ干し海苔の乾燥機購入）についてでございます。3カ所目が市民交流プラザ整備事業（子育て支援センター、すこやか教室等）を視察しております。4カ所目が市営住宅管理事業（市営末光・執行分住宅バリアフリー改修工事）についてでございます。5カ所目が肥前浜宿街なみ環境整備事業、浜川沿いにあります駐車場に設けましたトイレ及び休憩所についてでございます。

以上の5カ所について視察を行いました。

次に、11月10日、11日の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

市長、副市長、担当職員出席のもと、市長挨拶の後、企画財政課参事より平成26年度の決算状況と主要施策の成果説明がございました。

一般会計では348,873千円の黒字、公共下水道事業特別会計は1,644千円の黒字、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計は2,212千円の黒字、国民健康保険特別会計は52,587千円の赤字で、後期高齢者医療特別会計は1,350千円の黒字。

以上のように、国民健康保険特別会計を除く全ての会計につきましては、黒字となっております。

主な財政指標ですが、経常収支比率は93.2%で、前年度比1.0ポイント悪くなっており、歳入については、各種交付金は増加したものの、普通交付税の減、臨時財政対策債の減などにより指標の悪化というふうになっております。

歳出につきましては、扶助費の増、物件費の増などの大幅な要因があるものの、公債費等の減もあり、経常一般財源は減少し、歳入の減が影響したこともあり、1.0ポイントの上昇となっております。

また、一般会計ばかりではなく、特別会計や水道事業、一部事務組合などを含めた総合的な財政指標であります実質公債費比率は9.0%、前年度比でマイナス0.9ポイント下がっております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についての説明がございました。

法律改正前は、赤字団体か否かという区分だけでしたが、この法律の施行に伴いまして、財政の状況が、健全な段階、財政の早期健全化をすべき段階、財政の再生という3区

分が設けられるようになりました。

また、健全化判断比率と呼ばれる4つの指標についてですが、一般会計のみが対象となる実質赤字比率、一般会計に特別会計の国民健康保険、後期高齢者、上水道、下水道、谷田工場団地造成・分譲事業を加えた範囲となる連結実質赤字比率、連結実質赤字比率に加えて一部事務組合等も含んだところが実質赤字の対象となります実質公債費比率、鹿島市では土地開発公社を含めるところまでが対象となる将来負担比率の4つでございますが、健全な範囲の中で推移しているとの報告がございました。

次に、監査委員より議案第50号から議案第55号までの6議案について、一括して決算審査の報告がありましたので、その概要を申し上げます。

審査に付された歳入歳出決算書、基金運用状況及び同附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されており、各会計とも適正に処理されているとの報告がありました。

平成26年度鹿島市一般会計の歳入決算額は15,070,894,291円で、前年度比11.5%の増、主な要因は、地方交付税が4.3%の減、県支出金が17.0%の減、市税が1.1%の減となったものの、国庫支出金が31.0%の増、市債が90.3%の増、繰入金が181.3%の増、地方消費税交付金が21.7%の増となったこと等によるものであります。

歳出決算額は14,722,020,888円で、前年度比12.9%の増、主な要因は、総務費が0.8%の減、商工費が5.6%の減、公債費が10.4%の減となったものの、民生費が0.7%の増、衛生費が10.5%の増、農林水産費が4.7%の増、土木費が52.3%の増、教育費が70.2%の増となったこと等によるものであり、翌年度へ繰り越すべき財源46,093千円を差し引くと、実質収支額は302,780,403円の黒字決算となっております。

次に、公共下水道事業特別会計については、収入済額1,026,059,987円で、使用料447,595円が不納欠損処分されております。支出済額1,024,415,987円、繰越明許費32,071千円で不用額は5,495,013円となっております。

一般会計からの繰入金は573,701,795円で、前年度に比べ6,646,313円、1.2%の増となっております。

続きまして、谷田工場団地造成・分譲特別会計についてでございますが、収入済額2,450,350円の内訳は、工場団地使用料が606千円、繰越金が1,844,350円で、支出済額238,218円は維持管理費用であり、なお、約1.7ヘクタールが未売却用地となっております。

次に、国民健康保険特別会計については、歳入決算額は3,966,722,085円で、歳出決算額は4,019,308,523円であり、収支差し引きは52,586,438円の赤字となっております。

この要因は、低所得世帯の軽減拡充や被保険者の課税所得の減少により、国民健康保険税の現年度分収入済額が前年度比54,265,040円と大きく減少したためでございます。なお、歳入不足金については平成27年度から繰り上げ充用金で補填されております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額377,852,889円で、歳出決算額は376,503,189円となっており、収支差し引きで1,349,700円の黒字決算となっております。

以上が監査委員からの報告でございます。

続きまして、委員会審査における質疑の主なものについて、以下概要を申し上げます。

質問：市民交流プラザの利用状況は、当初予定していた利用者を上回る利用があったということだが、今後、さらにもっと利用してもらうための働きかけは。

答弁：トレーニングルームとキッチンスタジオはまだまだ使える時間帯とか空きがあるので、市報やホームページなどで利用を促していく。

質問：市内、市外の利用者の比率は。

答弁：市内の方の利用が8割から9割。ただし、すこやか教室は43人のうち13人が鹿島市の方で、あとは武雄市、白石町、小城市、嬉野市、太良町など市外からの利用者である。子育て支援センターは市外からの利用者が4割ほどある。

質問：平成26年度約150億円の予算執行で特徴的なものは。また、他市と比べての特徴は。

答弁：平成26年度は、地方都市リノベーション事業や東部中学校改築事業の大型事業があったため、今までにない決算規模となった。鹿島市の特徴的なものは、民生費の占める割合が若干高い。最近、身障者の措置費関係や生活保護関係の人数も若干伸びている。

質問：市営末光・執行分住宅バリアフリー改修工事における業務委託の設計管理委託料6,520千円は、2戸の改修工事に伴う費用なのか。

答弁：設計管理委託料は1,404千円で、他に樹木伐採、浄化槽、給水等の費用合計額で6,520千円である。

質問：市営住宅の収入未済額20,000千円、61人分については追跡はされているのか。

答弁：収入未済額が増加しているので、現年分については前年度以上の徴収率を、過年度分については情報の再調査を行って滞納分が少なくなるよう取り組みを実施した。

質問：ふるさと納税推進費が、25年度が1,667,514円、26年度が3,187,344円と倍近くふえているが、実際のふるさと納税された金額はどれぐらいか。

答弁：平成25年度は8件で1,600千円、平成26年度は107件で2,987千円となっている。

質問：ふるさと納税がふえた要因は。

答弁：1件大口の寄附者があった。ほかにポータルサイトのふるさとチョイスに返礼品として鹿島産のノリを取り上げたら大幅に伸びた。

質問：学校給食費で、配送部門と調理部門が民間に委託され、委託料分が増加し、人件費分が減少しているが、どれぐらいの経費の削減効果があったのか。

答弁：人件費は25年度に比べ78,110千円下がって、23,953千円となった。調理・配送等業務委託料は64,800千円となり、人件費との差額13,310千円が削減額である。

質問：平成26年度において、財政調整基金を取り崩した理由は。

答弁： 税金とか、ほかのものを伸ばすための投資を従来ほとんど行ってない。投資をするための財源としては、現在持っている基金を取り崩すしかない。足元を見つめ直してある程度耐えられるところまで投資をしていって、税金をふやす方向を考えないといけない。

質問： 学力向上で平成26年度に取り組んだもの。

答弁： 未来にはばたく子供育成事業として、おもしろ実験大公開、ものづくりの日のイベント、わくわく理科教室などを行った。

質問： 鹿島市における学力の状況は県平均より低いという項目が多いが、目標を高く設定しようとか、順位の1つ上を目指そうとか、そういう目標は鹿島市の教育委員会で定めていないのか。

答弁： 教育委員会で決めるのではなく、各学校の校長に平均以上を目指すようお願いしている。また、落ち込んでいる教科についても、補充に力を入れるようお願いしている。市としては、全国平均を上回りたいと思っている。

質問： 事業をした後、目標に対してどれぐらいの達成率があるのか。いわゆる事業評価はやっているのか。

答弁： 総合計画の進捗状況という形で事業評価を行っている。第五次総合計画の26年度末での実施事業評価は、107事業で73%の進捗である。

質問： 鹿島市にどれぐらいのイノシシがいるのか。

答弁： イノシシがどれぐらいいるかはわからない。捕獲数は平成25年が706頭、平成26年が791頭、県の西南部はイノシシがふえている。

質問： 徴収の一元化について研究されていたが、その後の状況は。

答弁： 平成24年度、25年度にかけて徴収の一元化のための研究を行った。25年度に未収金対策委員会を設置し、下部組織の実務者会議を開き、庁内債権を有する各課の現状や課題を聞き取りして、未収金対策に取り組んできた。

質問： 26年度は、市制60周年の記念事業に取り組んだが、その事業等に要した費用総額は。

答弁： 市の予算の中で対応したものが4,718千円、これ以外に市政要覧の作成費など583千円がある。

質問： 市制60周年の記念事業の中で、特に市民の方から評価の高かった事業は何か。

答弁： 全体的に集中して行ったのが10月25日、26日で、この中で鹿島市観光協会が実施主体となって取り組まれた鹿島の歌と踊りの祭典は市民会館がほぼ満員となった。

質問： 市税の収納状況は、これまで二、三年続けて改善されているが、県の平均収納率と比べると2.4%ほど低い。太良町の平成25年度の収納率は97.4%、鹿島市は92.8%と4.6%の開きがあるが、その違いは何か分析されているか。

答弁： 本市の収納率は下位に位置していることから、徴収体制の見直しや滞納処分の強化、

ファイナンシャルプランナーの導入などに取り組んでいる。太良町との比較については、太良町にはまだ納税組合があることと、漁業者は、納税預金口座を持っておられることによるものである。

質問：九州大学のインプリンティング牛の放牧実証事業の成果は。

答弁：牛の太りがやや遅いということで、放牧を延長している。年内に1頭屠畜を行って、年明けぐらいに肉の評価等を行う。

質問：ミカンの根域制限栽培の今後の普及は。

答弁：県下で4.6ヘクタールの根域栽培の面積があるが、そのうち鹿島市が約半分の2.1ヘクタールを占めている。平成26年度に90アールふえ、平成27年度も1ヘクタールぐらいふえる予定である。

質問：蟻尾山公園の利用者数が昨年より9,000人近くふえている要因は。

答弁：蟻尾山公園のサブグラウンドと市民球場の利用者数がふえた理由は、鹿島高校において、校舎新築に伴い高校のグラウンドが使えなくなり、高校生が利用したことによるものである。

質問：平成26年度において、本格的に職員の人事評価制度をされているが、その効果はどのようなところにあらわれているか。

答弁：管理職と職員の意思疎通、コミュニケーションが図られるという評価が出ている。

質問：かしまブランドプロジェクトのマヨネーズの「SO i SO i（そいそい）」、デリカテッセンの生産本数、販売本数は。賞味期限が切れたものの処分は。

答弁：「SO i SO i」については、デリカテッセンの中で「大豆のディップ」と名称を変えて販売している。酒粕ソース、黒にんにくソースは1回の生産ロットは約600本、大豆ディップは1回当たり約330本、製造、販売をしている。総販売数は765本で、酒粕ソースが244本、黒にんにくソースが290本、大豆のディップが231本となっている。

質問：DVの相談に見えた方に対して、どのような対応をされているのか。

答弁：福祉事務所に相談窓口があり、3年前からDV相談員1人配置している。母子相談員を1人、家庭児童相談員を2人の4人で事情聴取を行い、対応に当たっている。

質問：市民交流プラザかたらいに防災用の備蓄倉庫があるが、あそこは避難施設に指定されているのか。

答弁：指定避難所として指定している。収納可能数は790人である。

質問：西部広域環境組合の施設が間もなく落成する。ガス化溶融炉の一番の利点で、24時間運転することによってダイオキシンの発生を抑えることができるとなっているが、ごみの量は足るのか。

答弁：この施設はごみを減量化するというを前提でできている。ごみが半分になっても、あの施設がとまるということはない。

質問：職員のメンタルヘルス対策事業で、職員の状況は。

答弁：病気休暇の状況は、平成25年度、平成26年度いずれも4名、うち90日を超える長期休暇が両年度で2名。何が原因かははっきりしないが、仕事や家庭、個人の病気の問題等いろいろな要因が重なっているものと思われる。

質問：市民交流プラザのトレーニングルームに指導員を置いて有効な使用の指導をしてほしい。

答弁：この1年間を振り返って総括的に検討はやってみたい。

質問：ピオの3、4階に公的施設を入れることで、下の商店街の活性化はようになってきたか。

答弁：この1年間で10万人という新しい市民の動きがあった。この動きを1、2階は活用していく。行政の役割としては、それなりの効果が出ていると思う。既存の専門店の効果については、経営戦略なので言うことはできない。

質問：住宅改修工事補助の実績が77件で助成金9,791千円、これの経済効果がどれだけか。

答弁：総工事費は105,407,315円で、この金額が経済効果を出すための大もとの数字であり、これに係数の1.74を乗じた183,408,728円が経済効果である。

以上が一般会計の主なところであります。

続きまして、特別会計の質疑、答弁であります。

質問：平成30年度から国保の広域化が開始される。これに伴い、赤字については、各市町が広域化の開始までに計画的に解消することとされているが、具体的にどう取り組んでいくのか。

答弁：平成30年度から国民健康保険が県と市町の共同運営となる。鹿島市は、平成25年度、26年度で52,587千円の赤字である。今後、全庁的に赤字解消に向けた協議をやっていく。また、この赤字については、今年度から国の財政支援ということで全国規模で1,700億円の財政支援があり、被保険者1人当たりの約5千円の効果額が見込まれる。収納率を上げていくために、納税相談、ファイナンシャルプランナー相談、差し押さえなどを行っていく。

質問：広域化後の保険税率は、県下一本に統一されるのか。

答弁：各市町それぞれ別々の税率となる。

質問：公共下水道事業（汚水部分）については、約20年間で整備可能な区域へと処理区域面積を縮小するよう全体計画の見直しが進められていたが、国の法改正との関係や観光地における施工方法の検討などを行うために、現在、見直し作業は一時的に中断されているが、その理由は。

答弁：水防法の改正と申して、雨水の関係の法改正が行われており、中断しているのは、その法改正を待っているからである。

質問：国保の特定健診受診率が平成25年度39.0%、26年度で41.1%と低いが、その理由は。

答弁：特定保健指導利用率は、県平均が53.3%、鹿島市が34.1%で最下位である。特定健診の未受診の理由は、医療機関に受診中であるというのが一番多い、次に、健康だからとか、時間の都合がつかないなどの理由がある。

質問：下水道関係の人たちが負担する年間の費用と、浄化槽とか、くみ取りとかの家庭で1年間に負担する金額は。

答弁：下水道料金は、水道料金と合わせて2カ月で料金を徴収している。一般的な家庭で大体40立方メートルの水を使うので、使用料は税込みで5,184円となり、年間約31千円程度である。受益者負担金は1回だけの請求で、平米当たり440円、200平米の家庭であれば88千円負担していただく。合併処理浄化槽は、年間60千円、くみ取りは年間33千円程度となっている。

以上、本委員会に付託されました議案第50号から議案第55号までの6議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

なお、今回、報告書の取りまとめにつきましては、中村和典議員に御尽力いただきました。改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告を終わらせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

議案第50号から議案第55号までの6議案の委員会審査報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長報告がございましたが、私はここで議案第50号について、反対討論をしたいと思います。

平成26年度は4月から消費税が5%から8%に増税されるということから出発しました。鳴り物入りで進められたアベノミクスも、鹿島市民にとっては歓迎されるものではありませんでした。生活にかかる全てが増税される、これまでも厳しい市民の暮らしはますます大変な状況になりました。

26年度の予算審議の中で、私はほかの市町と比べることは要らない、中核都市になる必要もない、市民の暮らしの见えない、市民の生活のにおいがしないような市政はここできっぱりやめてください。今、大切なのは、市民が鹿島市に住んでよかった、高齢者が早うお迎えの来るぎよかではなく、長生きしてきてよかった。また、若いお母さんが安心して子育てができると言ってもらえるような26年度であってほしいとの意見を申しておりました。

ところが、残念なことに、それにはほど遠いものとなりました。まず、26年度の鹿島市は大型事業元年という年になりました。市民交流プラザ、新世紀センター事業など大型事業が顔を出しました。特に、選挙の年ということもあり、骨格予算と言われておりましたが、前年度比7.4%、普通の年度の当初予算より大型予算となりました。これはニューディール構想の取り組みが始まったことにあります。その最初のがピオ問題、つまり、市民交流プラザです。これについては、25年度に予算が組まれていたにもかかわらず、全く事業がなされないまま、26年度に継続費として繰り越されました。どんな理由があっても今までにはなかったことです。

さらに、ピオ問題について言えば、取り組んでいく上、当初から幾つもの問題が出てきました。一番は不動産鑑定の問題です。土地、建物の鑑定業務を委託契約した業者が法に基づく登録をしていなかったということが発覚しました。議会で何度も指摘をされ、何回となく陳謝をされたものの、見直しどころかそのまま続行したこと、さらにはアスベストの問題も発覚して、これについては撤去したというだけで、その確固とした証拠を文書で示してもらうことはできませんでした。

さらに、4月市長選挙がありました。その後、5月工事費が出されました。工事費については、議会の承認を得なくても済む分割発注という形になりました。これについては、なぜそうしたかということで多くの業者に行き渡るように分割したという説明がなされました。しかし、本来なら、なるだけ安く済むように一括して発注しますが、特にこれは議会や市民の中からもろんな問題が、また意見が出されている事業だけに、事業費の補正予算が出されたとき、その時点でも市民の前で議員が十分に議論をすべきだったのですが、それをさせないという手段をとったことは絶対に許せないものです。分割することによって、余分な予算が使われたのも事実です。ピオ問題の取り組みは十分に議会はもちろん、市民も納得いかない形で進められた事業です。それに使われた財源は、事業費だけで972,619,654円、これには一部25年度も含まれておりますが、さらに、新しくできた交流プラザかたらいの諸経費の総額が、合計86,816,318円で、この諸経費については26年10月のオープンから27年の3月31日までということを出されておりますが、その中の維持経費、これは光熱水費やエレベーター、エスカレーターの保守点検など13項目で9,145千円、さらに運営費、これは嘱託員や日々雇用職員の人件費5,209,044円、また、かたらいを開設するための費用が72,611,404円ということになっています。特に、事業費970,000千円の内訳の中で、借金が398,220千円、基金の切り崩しが47,000千円使われています。

さらに、大型事業はこれだけではありません。今、計画に出ているだけでも新世紀センター、市民会館、駅前開発など次々です。そして、そのための財源は借金に頼ることになるわけです。

さて、市民交流プラザでは、市民や議会の声を十分聞かないで取り組んだ事業ですが、そ

の目的は十分に達成できたのでしょうか。確かに、3、4階のかたらいについては、目標より多くの人々が利用したということが報告されました。しかし、私はこの事業によって、これまでであったピオの中の商店の活性化がどれだけできたのか、客足はふえたのか、売り上げなど上がったのか、経営の状況を明らかにすることを再三要求してきました。しかし、その件については、商店のプライバシーの問題などと言って公表してもらえませんでした。やっと今回の決算審議の中で出されたのですが、それは後で入店したコンビニについては売れているとの報告、これは関係のないことです。これまでであった商店の客がふえ、経営が少しでもよくならなければいけないのです。莫大な公費を使って事業に取り組んだではないでしょうか。たまに商店に出かけた人に聞くと、客足が少なくて1人店に行くときにくかった、そうおっしゃった方もありました。さらには、ピオの中の商店の問題だけではありません。周辺商店街の活性化の問題も考えなくてはいけないと思います。どれだけの影響があったということでしょう。

私は、周辺商店街の皆さんに意見を聞きますと、ピオがきれいになったとって自分たちの商店がよくなったという実感は全くない。そういう人の中には、もう商売をやめたいと思っているという人もあります。そして、私たちもこんなにきついことから、ピオに出してもらったように財政援助を何らかの形でしてもらえないだろうかという声さえ聞きます。事業の取り組みについて、十分な市民の声を聞かず取り組んだ事業の結果がこの状況です。確かに、まだ長い期間はたっていないから、そのうちよくなったじゃないかということもあるかも知れません。そうならなくてはならないんです。しかし、今の鹿島市の状況を見てみたいと思います。第1次産業を初め、経済状況の落ち込み、少子・高齢化による人口の落ち込み、これらのことを考えると、よくなるということは考えられないのではないのでしょうか。鹿島市は、今のままで行けば人口減少が続くでしょう。そうなりますと、税収も減少するのは当然です。市から出してもらった財政計画を見ますと、26年度の決算で歳出規模1,478,000千円、積立金現在高3,206,000千円、地方債の現在高8,829,000千円、5年後の31年は歳出規模、これは計画ですが13,745,000千円、積立金1,134,000千円、地方債の残高13,529,000千円。さらに10年後の36年度は、歳出規模11,554,000千円、積立金696,000千円、地方債の残高12,439,000千円という推計が出されています。5年後、歳出規模と借金がほぼ同じ、10年後に至っては歳出規模より借金が約10億円もオーバーするという状況が明らかです。無駄な金を使い、莫大な借金をすることは絶対に許せるものではありません。

私は、これまで大型事業でなく市民が暮らしやすいように市の財源を使うこと、このことを提案してきました。例えば、安い家賃の住宅の建設、保育料の無料化、学校給食の無料化など積極的に取り組むべきでした。そうしないと、鹿島の少子化現象がとまることはないでしょう。確かに、老朽化した建物の建てかえも必要でしょう。しかし、今やらなくてはならないことが何なのか、市民の要求をよく聞いて取り組むべきだと思います。市長と一部市民

の自己満足で行政を進め、市民の大事な税金を無駄に使うことは絶対に許せません。市民の大事な税金は市民みんなが納得行くように公平に使うべきです。

公平と言いますと、私はまたこれまでと同じように、このことを指摘しなくてはいけないのが同和予算です。同和問題については、結婚差別、就職差別、土地差別などの差別事象が全国的に起こっており、本市においても差別解消に向けた取り組みとして、戸籍など、申請時に通知する本人通知制度の導入について検討したと取り組みの中に書いてありますが、人権問題や子供や高齢者や障害者を持つ人たちなど、例えば、いろんな問題があるのはわかっています。しかし、わざわざこれを同和事業として特別取り入れなくても、関係ある部分で一般事業として取り組んでいけばいいのです。

同和対策については、同和対策費と社会同和対策費が予算ではあります。合わせて約37,700千円、これだけの予算を毎年つぎ込みながら、具体的な実績が上がらないということは何なのでしょう。この予算の中でも許せないのは、2つの同和団体への補助金として6,423,774円支出されている。その内訳を言えば、部落解放同盟鹿島支部へ4,528,333円、全日本同和会鹿島支部へ1,895,441円、私はこれだけでも早く団体補助の支出をやめるべきだと思います。

市内には市の老人会を初め、いろんな福祉団体がありますが、市からわずかな補助金はもらったにしても、どの団体もみずからが活動資金をつくって活動をされています。活動費丸抱えは同和団体のみです。差別をやらないというのが本来の目的だと思いますが、今のような取り組みが続く以上、差別解消どころか、逆差別をつくり出す何者でもないと思います。国も既にやめている同和事業は直ちにやめるべきです。

市民が十分理解されていない（仮称）新世紀センターですが、この設計業務が上がりました。それに関連して、新世紀センターの建設地として、一瞬のうちに社会福祉会館が解体されました。新世紀センターについては、いつまで入居するかわからない県の施設を3、4階に入れるため、4階建ての施設をつくる計画、これによってまた借金もふえ、細かくは挙げませんが、市民が十分に納得できない事業が26年は多過ぎました。冒頭申し上げたように、26年はまさに鹿島市市政大型事業取り組みの幕開けになりました。このままいけば、今後の市民の切実な要求、直接日々生活にかかわる事業が置き去りにされることは目に見えています。市民はもちろん、議会の声も十分聞き入れられない市長や一部の思いによってとしか考えられないような26年度の決算には反対をするものです。

今後、市民の暮らしを守るために一般、特別会計ともにですが、本当に公正な行財政の運営がされることを望んで、私の討論を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員福井正でございます。議案第50号 平成26年度鹿島市一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

平成26年度一般会計決算は、歳入15,070,894千円、歳出14,722,021千円、差し引き348,873千円の黒字決算でございました。

事業といたしましては、老朽化をしておりました鹿島東部中学校の改築事業、ここは災害避難所としても整備されております。また、子育て支援や市民交流の場である市民交流プラザかたらい整備事業と大型投資事業に取り組みられました。東部中改築事業は災害時長期避難ができる施設として整備され、学校としての機能はもちろん、災害時に対する施設であり、鹿島市の教育や安全対策としても必要な施設となりました。市民交流プラザは、平成26年10月23日から27年3月31日までの約半年間に4万2,383人の方が利用され、当初予測の3倍以上の方が利用されております。また、ことし10月までにはもう10万人以上の方が利用されているという状況でございます。

そのほか、社会福祉、産業活性化、市道大型改修などにも取り組まれており、鹿島市の今後にとって必要な事業に取り組んだと評価いたします。

よって、平成26年度一般会計決算には賛成をいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 平成26年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり認定をされました。

次に、議案第51号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算

認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第52号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第54号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第55号は提案のとおり認定されました。

ここで10分程度休憩します。11時5分から再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 報告第6号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 報告第6号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

報告第6号 専決処分事項の報告、事故による損害の賠償について御説明いたします。

議案書は1ページでございます。

事故の概要ですが、本年6月21日午前10時30分ごろ、西部中学校のグラウンドで開催された中学生のサッカーの試合中に、選手が蹴ったボールが防球ネットを越え、民家2階に直撃し、当該民家のテラス屋根を破損させたものでございます。

同年10月2日に相手方と示談が成立し、同日付で市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

なお、損害賠償の金額91,800円は全て学校災害賠償補償保険から支払われております。

以上、報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありますか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

専決処分事項でございますから、処分事項については質問はございませんが、サッカーの試合中における損害事故ということで、ボールが民家の2階のテラスに直撃し屋根が破損したということで内容は聞いておりますけれども、私が住んでいますのも納富分でございますけれども、実際に近隣の住民の方にお話を聞く機会がございましたので、軽くちょっとお話を聞いてみました。この件については2階のテラスということでございましたけれども、以前この周辺の住民の方のお家もやはり2階の瓦が割れていたとか、あるいはガラスが破損していたということをおられました。こういったことは、今回の専決処分で市のほうからの賠償ということじゃなくて、別の方法で損害賠償をしていただいたというふうにその方はおっしゃっておられましたけれども、あとまた、家主の方に話を聞いてみますと、例えば自分たちが仕事、あるいは用事で家をあかしているとき、これはもう相手の申し出がない限りは誰が壊したかということすらわからない、そういうところも追及はできないというふうなことも言うておられました。

実際に、これ以前にもこういった損害が起きておりますので、今回が初めてということではないと思っております。根本的な対策をしない限り、今後また一緒のような事故が起こると思います。そしてまた、サッカーをする子供たちにとっても、思いっきりプレーができないということもあります。そしてまた、近隣住民の方々も、またこういう事故が起きるんじゃないかというふうに不安を抱えていらっしゃるんじゃないかと思っております。どちらにしてもいいことではないと思っておりますけれども、ネットを上げるとか、そういう具体的な対策が今後必要になってくると思います。また同じことを繰り返さないように対策を講じなければいけないと思っておりますが、この点について、今後具体的な対策はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

根本的な解決方法といいますと、やはり防球ネットの高さをかさ上げするといった方法しかないのではないかとはいえますが、予算的には数メートル上げるにしても非常に高額な金額がかかります。それで、すぐには対応できないものなのかなと思っておりますので、それまでの間については若干学校のほうにお願いして、練習方法あたりについてはできるだけ外にボールが行かないようにゴールの位置を調整したりとか、そういったことでお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

実際に損害賠償の金額というのは91,800円ということで、保険から出されているということでございますから、直接市が財政的に負担をするということではないと思いますけれども、やはり今後もまた同じことが繰り返されるようなことがあれば、近隣の住民の方々、またいろんな問題が起きてくるというふうに思いますので、ぜひその点は根本的な解決策をきちんととっていただきたいと思います。

もう1点お尋ねですけれども、実際にその対策をとった場合、そのネットをするのに必要な金額というのはどれぐらいかかるものなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

防球ネットについては、延長ですね、長さのほうが非常に関連していくところではございます。ですから、どこの範囲までその防球ネットを、高さもそうなんですけれども、南側全域なのか、それとも南側の民家があるところまでにとどめるのか、そういった長さで金額は変わってきますので、ここではちょっとまだ具体的な金額については申し上げることができない状態です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

今回、どこの場所で試合があっていたか、あるいはどういった形でボールがどの方向から

飛んできたのかということも具体的に聞いておいたほうが、今後その対策をとるためには必要な内容じゃないかなというふうに思いますので、ぜひその点は、子供たちも一生懸命サッカーをするとき、思いっきり蹴りたいと思うんですね、ですから思いっきりプレーをさせてあげるという意味でもやはりそれは必要になりますし、ただ、それを今の状態で放っておくと、今度また住民の方の家屋に損害を与えることになりますから、ぜひ早急に手を打っていただいて、対策をとっていただきたいと思います。

以上で終わります。よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

日程第3 報告第7号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．報告第7号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

報告第7号 専決処分事項、事故による損害の賠償の報告について御説明申し上げます。議案書は2ページでございます。

事故の内容につきましては、平成27年10月1日午後6時ごろ、市道浜川線に設置しておりますカーブミラーが強風で倒れ、カーブミラーの近くに一時駐車されていた軽乗用車に当たりボンネット部分を損傷させた物損事故でございます。

事故の場所でございますが、浜川沿いの市道浜川線と浜川管理用道路の合流地点で発生いたしております。

損害賠償の相手方でございますが、鹿島市内にお住まいの方でございます。

同年11月11日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額99,364円は、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。市で管理するカーブミラーや道路につきましては、今後もなお一層、引き続いての安全パトロール点検に努めてまいりたいと思います。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

日程第4 議案第57号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4、議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

議案第57号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は3ページ、議案説明資料は1ページからとなります。

提案理由は、マイナンバー制度に係る個人番号の独自利用等について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

マイナンバー制度が10月5日から運用されることに伴い、9月議会においては鹿島市個人情報保護条例、鹿島市手数料条例、鹿島市税条例の3つの条例改正をお願いいたしましたところでございます。これらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法と申し上げます、いわゆるマイナンバー制度が運用されることに伴い、鹿島市の条例を番号法に合わせて改正する必要性がありましたので、9月議会において上程をし、議決をいただきました。

今回は、鹿島市独自の事務において個人番号を利用する事務を規定するために条例を制定することについて議会の議決をいただきたいと思うものでございます。

それでは、鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の内容について御説明をいたします。

議案説明資料の1ページをお願いいたします。

制定理由は、番号法が施行され、平成28年1月1日からマイナンバーの利用が可能となることに伴い、マイナンバー制度のメリットをより高めるために、鹿島市が独自に個人番号を利用する事務などについて、条例で定めるものでございます。

条例の概要について、4点御説明をいたします。

1点目に、条例の趣旨は、マイナンバー制度において、個人番号の利用及び個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報の提供は、番号法に定められた事務と、番号法第9条第2項及び第19条第9項で、条例で定める事務でのみ認められております。そのため、鹿島市が独自に個人番号を利用する事務及び教育委員会などの庁内他機関への特定個人情報

の提供について条例で必要な事項を定めるものでございます。

2点目は、独自利用を行う事務及び特定個人情報について御説明いたします。

4つの事務について独自利用をいたします。市長部局で、ひとり親家庭等の医療費助成事務、重度心身障害者の医療費助成事務、教育委員会部局での就学援助費の支給に関する事務、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務で、全て税に関する情報を利用いたします。これらは、市の独自の事務で、所得制限などの所得要件が必要になることから今回規定をいたすものでございます。

3点目、庁内の他機関へ特定個人情報を提供する事務は、教育委員会の就学援助費の支給に関する事務、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務で、市長部局の税に関する情報を教育委員会へ提供するものになります。

2ページをごらんください。

4点目、申請手続等の簡素化については、特定個人情報の独自利用及び庁内他機関への提供が可能となることで、これまで所得課税証明書などの提出を義務づけていたものは提出が不要となります。つまり、市民の方にとっては所得の課税証明書を提出する手間が省けるということになります。

施行期日は平成28年1月1日といたします。

参考までに、条例で定めるところにより、個人番号の利用や特定個人番号の提供ができることを規定した番号法の第9条第2項及び第19条第9項を抜粋して掲載しております。

個人番号、いわゆるマイナンバーを利用できる事務は、社会保障、税、災害対策に関する事務に限られており、その中でも番号法に規定のある事務、つまり法定利用事務か独自利用の規定事務となります。今回の条例は独自利用事務に規定をし、個人番号を活用するために条例の制定をお願いするという位置づけになります。

続きまして、条例について御説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条に、番号法に基づき必要な事項を定める趣旨、第2条は用語の定義、第3条は市の責務を規定しております。

第4条は、個人番号の利用に係る事務を規定しており、5ページの別表第1、別表第2に掲げている4つの独自利用事務と、番号法に定められた事務において利用することを規定しております。

第5条は、庁内の他機関へ特定個人情報を提供する事務を規定しており、6ページの別表第3に掲げている教育委員会の就学援助費の支給に関する事務、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務は、市長部局の税に関する情報を教育委員会へ提供することを規定しているものでございます。

以上で条例についての説明を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第57号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託をいたします。

日程第5 議案第58号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

それでは、議案第58号 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は8ページから、議案説明資料は3ページからとなっております。

提案理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要がありますので、この案を提出するものであります。

議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の4ページをお開きください。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律がことし8月28日に国会で可決され、9月4日に交付されました。この法律改正では農業協同組合法の一部改正、農業委員会等に関する法律の一部改正、農地法の一部改正がなされております。

ここで、農業委員会等に関する法律の一部改正の概要について説明しますと、まず、農業委員会の業務ですが、これまでの農業委員会の業務は農地法に基づく許認可事務のほか農地利用の確保及び農地の効率利用の事務については行うことができると定められていたことが、今回の法律改正によって、農地利用の最適化の推進の事務が農業委員会の重要な事務に位置づけられました。

ここで言う農地利用の最適化とは、1つ目に、担い手への農地の集積や集約化を促進し経営規模の拡大と農地の集団化を図る、2つ目に、耕作放棄地の発生防止や解消を促し農地として利用の確保を図る、3つ目に、新たに農業を営もうとする者の参入促進と支援を図る、以上3つのことが国より示されております。

次に、農業委員会の委員の選出方法の変更ですが、これまでの農業委員の選出方法は選挙による委員と議会及び農業協同組合、農業共済組合、土地改良区が推薦した委員によって構

成されていましたが、今回の法改正により、選挙による公選制と議会及び農業協同組合等による推薦制度が廃止され、農業者や農業者が組織する団体からの推薦、あるいは公募により市町村長が農業委員の候補者を市町村議会の同意を得て任命する制度へと変更されました。

また、政令において農業委員の定数の基準の見直しがなされました。

さらに、農地利用最適化推進委員の新設ですが、農地利用の最適化を推進するため農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱する制度が新設されました。農業委員と農地利用最適化推進委員は連携して農地等の利用の最適化を推進することとなります。

また、農地法に基づく許認可に関する業務につきましては、これまでどおり農業委員の業務となります。

以上が法律の主な改正点ですが、農業委員会等に関する法律により、農業委員会の委員の定数と農地利用最適化推進委員の定数は政令で定める基準に従い条例で定めるようになっております。

ここで条例の内容について説明いたしますので、恐れ入りますけれども、議案書の9ページをお開きください。

鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について説明いたします。

第1条で、農業委員会等に関する法律に基づき定数を定めると述べております。

第2条で、農業委員会の委員の定数は10人としております。

第3条で、農地利用最適化推進委員の定数は21人としております。

また、附則では、第1項で、この条例の施行日は法律の施行日に合わせて平成28年4月1日としております。

第2項で、これまでの農業委員の定数及び選挙区に関する条例については、今回新規の条例を制定することにより廃止することにしております。

第3項で、農地利用最適化推進委員を新設するに当たり、その報酬を定める必要がありますので、鹿島市特別職の職員で非常勤のものとの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正を附則によって改正しております。

農地利用最適化推進委員の報酬については議案説明資料で説明しますので、恐れ入りますが、説明資料の3ページをお開きください。

鹿島市特別職の職員で非常勤のものとの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正の新旧対照表となっております。

第2条第4項中「委員に」を「委員又は農地利用最適化推進委員に」に改め、また別表1の委員の報酬については、農地利用最適化推進委員の年額の報酬を農業委員と農地利用最適化推進委員との業務内容を考慮して年額132,100円としております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております案件について質疑を申し上げたいと思います。

これまで長い間続いてきた農業委員会のあり方が変わろうとしているわけですが、特に私たち鹿島市のように第1次産業が中心の市にとりましては、やっぱりこれはもういろんな大きな問題が出てくるんじゃないかと、内容が十分わかりませんので、そう思うわけですけど、お尋ねをしたいと思いますのは、今回、今まで農業委員会は選挙による委員と推薦による選任委員ということで決められておりましたが、これまでの20人の委員さんが、専業農家、非専業、いろいろあると思いますが、どういう構成になっていたのか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

お答えします。

今現在、農業委員さんの数が20名でございます。そのうち14名が公選による農業委員さんでございます。あと6名中3名が議会から推薦をしてもらっております。これは女性の農業委員さんでございます。あと農業協同組合から1名、共済組合から1名、土地改良区から1名というようなことで、合計20名の農業委員さんとなっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、私がお尋ねをしたのは、専業農家かどうかということですが、選挙だったら農家からだということで理解すべきだと思いますが、確認の意味でお尋ねします。推薦の分はいいですが、選挙による分の14人が全て専業か、そうでない人もいらっしゃるのか。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

失礼しました。14名の農業委員さんにつきましては、今、公選でございますので、農業委員会の選挙人名簿に登載された方ということでございます。その選挙人名簿に登載されるのが10アール以上農地を耕作されていらっしゃる方、または一緒に農業をされているその家族の方ということが掲載されておりますので、その中から地元のほうから挙がってきた候補者

でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ということは、全て専業農家だと理解をしていいわけですね。

次、お尋ねしますのは、今回新たに変わりますのは、市長が議会の同意を得て任命ということですので、市長がどういう形で選出をされていくかということに問題が出てくると思いますが、その辺については、今回はどのような形で10人を市長が選出されるのか、その基準がどうなのか、その辺について詳しくお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

農業委員会の委員さんでございますけれども、この法律の中に、農業に関する識見を有し農地の有効利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関して職務を適切に行うことができるというのが農業委員さんになっております。

農業委員さんを今後どのようにして選出するのかというのがございますけれども、農業者、あるいは農業者が組織する団体、その他の関係者に対しまして推薦を求めることとなります。それで、あくまでも、まずは地元のほうに出向きまして委員となるような人の推薦を求めたり、あるいは公募をしたりというようなことになるかと思えます。

それで、農業者からの推薦とか、農業団体からの推薦とか、公募で出てこられました農業委員の候補者の方につきまして、第三者でつくります選考委員会を設置いたしまして、その選考委員会でその人物を適任であるかどうかというのを選考いたしまして、その選考の結果を市長へ意見を報告するというような形になります。

それで、市長がその意見をもとに候補者を選定しまして、3月の議会で市長から議会への同意の提案があるようになるというような形でスケジュールになってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろいろ説明していただきましたが、わかりやすくしてもらいたいと思いますが、今回も、農業に従事をしていなくてはいけないというような、そういう決定的な決まりがあるのかなのか、それともそうじゃなくてもいいのか、団体からの推薦ということがありましたから、例えば、この人は農業していないけど、農業については専門的な知識を持たれてい

ますよとか、いろんなものがあると思いますが、その辺について、今回は全く農業に従事していない人たちだって推薦を受ければ選出されるというような、そういうことが考えられるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

今回、農業者、または農業者が組織する団体その他に対して推薦を求めるといふようなこととなりますけれども、農業者というのが10アール以上の農地を耕作していらっしゃる方というような定義でございますので、基本的にはそういう方たちが出てこられるんじゃないかなるかというような気がしております。

以上でございます。

済みません。推薦を求めるといふことではございますけれども、法の中では利害関係のない方も公募をすることができとなっておりますので、その利害関係というのが農業委員会が行う許認可に関する利害を想定しておりますので、その場合は農地を持っていらっしゃる方も利害関係がない方というようなことで選定の対象になるというようなことでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

こういう説明は、出てこられると思いますとか、そういうお答えはしないでくださいよ、はっきり決まっているわけですからね。

じゃ、結論を申しますと、農業者であっても農業者じゃなくても該当するということですか。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

人物としては該当するかと思います。その中で、先ほど言いましたけれども、どういう人物が推薦されてくるかわかりませんが、（発言する者あり）農業に関する見識を有していらっしゃる方でありましたら対象になるかと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

農業者かそうじゃないかということを知っているわけですから、そうならそうだというこ

とでいいんです。いろんなのはさっきもおっしゃいましたからね。ということですね。何か言おうとしたけど、わからんようになりましたがね。

もう1点お尋ねします。そういう形で団体からの推薦とかいろんな皆さんの推薦とありますが、その場合、市内の人しかだめなのか、市外からも推薦することができるのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

市内の方を想定しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、市内の方をとおっしゃいましたが、決まりでは市内からじゃなくてはいいきりなっているんですか。それとも外部から入れることだって可能な条件があるんですか。そこをはっきりしましょう。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

はっきりした定義はあっておりませんが、この中に、農業委員を選出するに当たって地域の代表者が堅持されるよう配慮するということがございますので、地域の農業に詳しい方というようなことで想定をしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この役割というのは非常に大きな役割があると思います、農業委員さんの役割、これまでも果たしてこられたと思いますね。特に今、農業がこのように落ち込んでおりますので、担い手の問題だとか、耕作放棄地の問題とか、いろんな問題がありますが、そういうのを本当に農民の立場に立ってどうやっていくかというような、そういう話し合いができるような農業委員会じゃないといけないと私は思います、ややもすれば、そういう今のような状況ですから、土地利用についても逆の方向に、例えばいろんな問題が出てくるとか、そういうことだって考えられないことはないと思うんですよ。私がいろいろ聞いたのは、そういう問題があるということが心配されますから聞きました。

特に極端に言えば、今、鹿島市でもいろんな問題で大学の教授とかいろんな人たちのお力をかりて行政を進めておりますが、こういう問題だって、例えばいろいろあるから、これはもうあそこの大学の教授がすばらしいからその人も入れようとか、そういうことだって私は、その制限がなければ考えられないとは言えないと思うんですよね。今、課長は純粋な立場でお考えになっていると思いますが、やっぱり流れの中ではそういうことだって出てくる可能性もあるので私は今いろいろ聞きましたが、わかりました。いろんな問題があると思いますが、これは後になるんです。じゃ、まとまった意見は最後に申し上げて、きょうはこれで終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第58号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。議案第59号から議案第70号までの12議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号から議案第70号までの12議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第59号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第59号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

それでは、議案第59号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は11ページ、議案説明資料は7ページからとなっております。

提案理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い条文を整理したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の8ページをお開きください。

農業委員会の業務では、その遂行上必要な場合には総会に農業者やその他の関係者に出席してもらって説明をいただいたり、現地調査等で立ち会いをお願いする場合がございます。

下の参考資料をごらんください。

法律の新旧対照表を記載しておりますが、総会や現地調査で出席や調査の立ち会い等を求める条文である現行の第29条第1項が、法律改正によって第35条第1項に改められております。

恐れ入りますが、議案書の12ページ、議案説明資料の7ページをお開きください。

議案説明資料の7ページは新旧対照表となっております。鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例第2条で適用範囲を定めておりますが、第8号で引用している農業委員会等に関する法律第29条第1項が、同法の改正により第35条第1項に改められたために必要な改正を行うものでございます。

それが、議案書の12ページとなっております。第2条で第8号中第29条第1項を第35条第1項に改めるとなっております。

また、附則で条例の施行期日を平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、提案された分でちょっと私よくわかりませんのでお尋ねをしたいと思いますが、先ほど58号の審議をしましたが、これはまだ、国で決まったものだといっても、ここの議会では結論は出ていないわけですね。あと委員会にかかって、本会議にかかって、どうなるかということになるわけですが、それに関連した今回の費用弁償の問題ですが、もちろん今まであったことに対する改正だということはわかりますが、前条例との関連があつてこういう形になるものと私は理解すべきじゃないかなと思いますので、前の分の決着がついた後で、これは審議し結論を出すんじゃないんですかね。私が間違っていたらそうおっしゃってもらって結構ですが、私はその辺でどうも納得がいかないのお尋ねをしています。

○議長（松尾勝利君）

中島農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中島憲次君）

議案第58号、前回の分につきましては農業委員さんとか農地利用最適化推進委員さんの定数のことを提案しておりますので、この59号は農業委員会等に関する法律改正で、条文の改正に伴います条例の一部改正でございますので、58号と59号は関係ないものと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今のようにおっしゃいますが、費用弁償だけは全く別で、これはそういうのがなかったもやりますよというのだってあると思いますが、その流れの中から出てきているんじゃないかという、私は法的にわかりませんからね、その辺がまだ納得できませんが、納得できる説明をなさってくださいの方があったらお願いします。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

お答えいたします。

今回のこちらの条例の改正につきましては、もともとの中身は全然変わっておりません。ただ、条例の中で引用いたしておりました法律の条項が29条から35条に変わったということで、そこの引用条項を今回改正をさせていただくということでございますので、この出頭者の中身が、法律によって中身が変わったとか、そういうことではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりましたと言いたいですが、まだ私の頭では理解できませんが、どっちにしましても先ほど58号の後でになります。結論としては国で決まったものだからそれをどうしようできないということもあると思いますが、私はやっぱりそれについては納得できない中でのこういう問題ですから、ああ、そうですかと、内容的にもろ手を挙げて御無理ごもつともとは言えないということで終わりにします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

御着席ください。

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩いたします。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第60号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第60号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

議案第60号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は13ページから、議案説明資料は9ページからでございます。

改正の理由及び内容等につきましては議案説明資料のほうで御説明申し上げます。

15ページ以降により御説明いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。15ページでございます。

1. 改正理由は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容をごらんください。

(1)の猶予制度の見直しに伴う改正でございます。平成27年度税制改正に伴い、従来からございます地方税の猶予制度をより使いやすく、また生活事情に配慮するために主に2点の見直しがなされました。1点目は、申請による換価の猶予の創設でございます。2点目は、猶予制度であります徴収猶予及び換価の猶予に係る一定の事項については地域の実情がさまざまでありますことから条例で定める仕組み、条例がなされたものでございます。この改正法が平成28年度から施行されることに伴い、本市税条例の一部を改正するものであります。

以下、猶予の概要及び条例に追加する事項等について申し上げます。

アの徴収猶予をごらんください。徴収猶予は災害、疾病その他の事情により一時に納税ができない場合等において、納税者の申請により1年以内の期間、1年延長が可能で最大2年以内でございますが、徴収を猶予するものでございます。

法改正によりまして、下の左囲みに記載をしております①猶予期間中の納付または納入の方法、②徴収猶予の申請手続等、③担保の徴収基準などについて条例にされておりますので、それぞれ右のほうでございますが、分割納付または納入の方法、申請書に記載する事項及び

添付書類、③で1,000千円以下、猶予期間3カ月以内の場合、担保不要などを条例に追加するものでございます。

16ページをお願いいたします。

イの換価の猶予でございます。換価の猶予は、滞納処分を執行することにより事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合等に、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、1年以内の期間、1年延長が可能で最大2年以内で換価を猶予するものでございます。

左囲みですが、換価の猶予は、改正前は、このⅠの職権でしか猶予ができませんでした。今回の改正により創設されましたのが、Ⅱの申請による換価の猶予でございます。これら換価の猶予も徴収猶予と同様に申請の手続等について条例にされておりますので、右に記載内容等を条例に追加するものでございます。

次に、(2)の身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直しでございます。身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限については、これまで「納期限前7日」までとなっておりますが、今回の改正により「納期限」までとするものでございます。

改正理由は、主に2点でございます。1点目は、申請者の利便性の向上が図られること、2点目に、県税であります自動車税の申請期限が納期限までとなっております、均衡を図るため、以上により改めるものでございます。

続きまして、(3)その他の改正でございます。これは、今回改正による用語の整理でございます。条例第8条から12条までを新たに加えることに伴いまして、第18条及び第23条の略称規定をそれぞれ第8条、第9条で規定するため改めております。

3の施行期日でございます。施行期日は平成28年4月1日からとするものでございます。

これら改正条項等については、議案書及び新旧対照表に示しているところでございます。

17ページをお願いいたします。

こちらは参考としまして、徴収猶予、換価の猶予のイメージ図を記載してございます。

右の滞納整理の流れをごらんください。納付または納入がないとき、督促あるいは催告等を通じ納付を促します。それでも納付がないときは、滞納者の生活実態把握または財産調査を行います。これらの時点で冒頭申し上げました理由で納税が困難な場合、徴収猶予を行うことができます。

担税力があると認める場合は、以下、滞納処分を行うこととなります。滞納処分は、差し押さえ、換価、そして市税に充当という流れになります。差し押さえの段階で換価の猶予に該当すると認められる場合、猶予を行うことができます。なお、担税力が認められない場合、執行停止等を行うこととなります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今回の条例改正、これについては委員会のほうでも説明等聞いていたわけですけど、市民の方がこういうふうになられた場合、いろんなこと、問題等も起きてこないかということで、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

この中でやっぱり気になるのが換価、財産を差し押さえて、そして差し押さえた財産を現金化していくというふうになっているわけですけど、委員会でも説明をいただいたわけですけど、きょうは本会議でございますので、昨年度でこういうふうな換価対象となられた件数とその内容の報告をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えいたします。

平成26年度におきまして行いました換価の件数及び内容ということでございます。換価の件数につきましては、実際、換価をした件数、これは自主納付または完納に至った人以外で、実際換価をした件数ということで申し上げたいというふうに思います。実際換価を行った件数につきましては、合計で109件でございます。この109件につきまして換価を行っております。

この換価の具体的な内訳ということで、これは種別ごとがよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい、わかりました。この換価の内容につきましては、動産が11件でございます。以下、債権になってまいります。所得税還付金が34件、保険につきましては19件、年金2件、預貯金19件、賃貸借料1件、給与23件、合計109件でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございました。昨年度、換価の対象となったのは109件ということですけど、そのあたり対象になられた方というものは、こういうふうな制度等を御理解いただいて御納得をいただいているものと思いますが、何かしらのトラブル等は特別なかったのか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

換価につきましてトラブル等はなかったかということでございますが、まず換価に至るまでは、やはり先ほども申し上げました督促あるいは催告等を行いながら、なかなか接触等が難しい方、または納税等についてなかなか振り向いていただけない方については、やはり差し押さえ等を中心とする滞納処分を行っております。この目的といたしましては、まずは我々、納税交渉、あるいは相談を第一義的に考えておりますので、そういったことで差し押さえ等をさせていただいておりますし、納税交渉の機会を確保したいというふうに考えてございます。換価につきましては、そういったトラブル等は今のところあってはおりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

義務として税金を納めるということは皆さん平等であり、行うべきことではございます。こういう中で、17ページのほうに書いてあるイメージ図、このあたりを見ていて、督促等を行って、それから滞納をされた方の生活の実態を把握する。そして、財産の調査をするというところまで丸で囲んであるわけですけど、ここのあたりの調査というものは市の税務課の職員の方が行っているんですか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えいたします。

生活実態または財産調査等について市の職員が行っているのかということでございます。私ども、地方税法または国税徴収法に基づいて、滞納者の方と接触、あるいは徴収等をさせていただいております。そちらに調査権というものがございます。それで市の職員が行わなければならないというふうになってございます。なお、この調査権につきましては国税徴収法第141条に記載をしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、調査をされて、そしてそれには調査権というものがあるということで、市の税務課の職員の方が滞納者のところへ行き、さまざまな調査をされるわけですけど、その後、最終的に財産の差し押さえとなった場合、最終的な決定は誰が行うんですか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えいたします。

財産調査等を行い、差し押さえ等を行う場合、最終的な決定といたしましては、私ども、まず課内のほうで、または部内のほうで調査等を行いまして、最終的には市長のほうに上げるというふうになってございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

最終的な決定権というものは市長ということでございます。じゃ、今回こういうふうに改正になるということで、私もわからないところが多いですから、ちょっとお聞きをいたしますけど、期限等に少し猶予等も出てくると思いますが、どういう点で条例を改正することによってその納付者のほうの負担等に、軽減じゃないですけど、利点というものがあるのか、もう一回教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

今回の改正によりまして、納税者の方にとってどういうふうな利点があるかということでございます。まず、換価の猶予につきましては、従前、職権による換価の猶予、税務課のほうでしか換価の猶予の決定を行うことができませんでした。今回の改正によりまして、申請による換価の猶予、これが新たに創設をされまして、換価の猶予については申請による換価の猶予、職権による換価の猶予と2つの換価の猶予の形態でございます。したがって、納税者の方も換価の猶予に該当する場合には、申請による換価の猶予が新たに適用されるということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは最後にいたしますけど、そういうふうに申請による猶予等があるわけですけど、今回の改正によって最終的な手段、差し押さえ換価という部分は、昨年度実績の109件よりも下回ると考えていらっしゃるのか。どういうふうな所見をお持ちなのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

差し押さえ滞納処分、こちらを現在強化いたしております。やはり租税負担の公平性をいかに保つか。もちろん税収確保もでございますが、やはり収納率向上を果たしていくためには滞納処分の強化は必要というふうに考えております。

この実績でございますが、昨年度、平成26年度につきましては、平成26年度内に行った差し押さえの件数としましては177件でございます。この177件が年度内に実施をした差し押さえでございますが、今後、差し押さえ等、担税力はあるけれども、やはりどうしても払わない方につきましては、先ほども申し上げましたように、納税交渉の機会の確保等もありますし、やはりこういった滞納処分をしていきながら交渉の機会を持ち、かつ一番基本は自主納付を促すことでございますので、その方々の意識が少しでも変わるような一つのきっかけづくりとして、この滞納処分を捉えてございます。やはり市内にいらっしゃる限りは、換価充当すれば終わりではなくて、その方の意識が変わらないとどうしても今後につながっていかない、滞納額の縮減にはつながっていかないということから、滞納処分を一義的に捉えてございます。

したがって、昨年度177件ございましたが、私たちの滞納処分件数、あと滞納整理推進機構もございますが、現在、市で行った差し押さえにつきましては250件を超えております。昨年度の実績を超えているような状況です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

質問を終わろうと思っていましたけど、詳しく説明をしていただいて、ちょっとまた新たな疑問というか、出てくるわけですけど、年々こういうふうなのがふえてきているということ。鹿島市は、さまざまな納税、ランキングの中ではなかなか県内でも上のほうには行かない。厳しいところがありますよね。

そういうふうなのは市民の生活の中でもやはり同じように厳しいんだろうと思うんですけど、こういうふうに平成26年度177件というのを先ほど御報告をいただきましたけど、こういう方がまた次の年に同じように、また次の年、何年か後にというふうな、そういうふうなことが考えられないとも限らないと思うんですね。そういう中で、ある程度何かしら行政からの指導とか、あとそれに向けての追跡という言い方はおかしいですが、調査等何かされているんですか。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

差し押さえ等を行った後の指導、追跡等、その方がどのようにされているのかというところでございましょうけれども、やはり差し押さえをして、その後、自主納付の意識が持たれて納期内納付をされたという方もかなりいらっしゃいますし、それが今現在の、まだ県内であれば低いところではございますが、自主納付に変わられたと思われる方がかなり出てきていらっしゃいます。現に現年課税分につきましては過去10年において各税目、最高の収納率を上げているところがございます。しかしながら、まだ担税力があるけれども払っていない、払わない、税に対して無反応というふうな方も中にはいらっしゃいますので、その方々につきましては引き続き催告、または滞納処分、またはいろんな生活状況の実態等を把握するために、職員または組織一丸となって頑張っているところがございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、説明等をいただきまして理解できました。基本的に納税の義務というもの、その意識をどうやって高めていくのか。やはりそれがないと、年齢的に若いからどうだ、高齢だからどうだというものではなく、鹿島市民一人一人が納税の義務ということの意識を高く持っていていただくようにしていただくしかないのかなという気がするんですね。余りにも強制的にこういうふうなものを使ってしまうということが市民にとってどうなのかなと。私たちは議員として市民の味方でもありますけど、やはり行政がスムーズにいくように、私たちも努力をしなければならない。そういうふうなところで、納税率が高くなるということは自主財源の確保にもなっていくしますので、そこのあたりはわかってはいるわけですけど、余りにも強制的な方法をとられると、やはり疑問を感じるころがございます。

ですから、厳しいところもありますけど、そこのあたりを両方考えていただいて、少しずつしか無理かなと私は思うんです。一気に納税率を100近くまで上げようとか、これは難しいところがあると思いますので、そこのあたり、また再度、庁内でも、それから課内でも御検討いただいて、お願いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

議員おっしゃいますように、なかなか意識というのはすぐには変わらないというふうに思います。なかなか変わりにくいところかというふうに思います。したがって、私ども、地道

な折衝とかをしながら、なるべく多くの方が払っていただくようにというふうなことで取り組んでおります。

それと先ほど、担税力はあるけれども払っていただけない方がいらっしゃるというふうに申し上げましたが、逆に担税力がなくてどうしても払えないという方も中にはいらっしゃいます。結局、払わないのか、払えないのかというのをなるべく早期に見きわめをしながら取り組んでいるところでございます。払えない方については、専門家でございますファイナンシャルプランナーによる相談、もしくは納税相談等を重ねながら、担税力があるのかないのかという見きわめをして、それで財産調査等を行って、担税力がある方については滞納処分等による折衝と効果を見きわめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第61号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

議案第61号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。補正予算書と議案説明資料に基づき説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。議案書は19ページとなっております。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。1ページのほうをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に592,384千円を追加し、補正後の総額を15,461,335千円といたすものでございます。

2ページのほうをお願いいたします。

2ページから7ページにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございますけれども、今回は北鹿島小学校プール整備事業は126,900千円を新規に計上いたすものでございます。また、事業費の確定等に伴いまして、基幹水利施設ストックマネジメント事業は3,300千円から4,300千円に増額、辺地道路整備事業は106,500千円から89,700千円に減額、社会資本整備総合交付金事業は57,900千円から41,000千円に減額、辺地対策事業は47,500千円から54,100千円に増額、社会資本整備総合交付金事業のうち海岸整備事業は3,600千円から2,400千円に減額、同じく社会資本整備総合交付金事業の井手・西葉線整備事業は13,500千円から1,300千円に減額、明倫小学校防災機能強化事業は21,700千円から19,600千円に減額、東部中学校耐震補強大規模改造整備事業は67,700千円から86,700千円に増額、災害復旧事業は900千円から1,600千円に増額いたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費につきましては、北鹿島小学校プール整備事業につきまして緊急に工事を行うことが必要になり、年度内に適正な工期が確保できないため、16,000千円を限度として28年度に繰り越して執行する予定といたしております。

11ページから12ページは今回の補正の事項別集計表でございます。

13ページのほうをお願いいたします。

歳入について主なものを御説明いたします。

8款1項1目の地方特例交付金は、交付額の確定に伴い1,610千円を増額いたしております。

14ページをお願いいたします。

9款1項1目の地方交付税は、普通交付税につきまして交付額の確定に伴いまして371,770千円を増額いたしております。

15ページの11款1項の分担金は、1目．農林水産業費分担金及び3目．災害復旧費分担金で総額762千円を増額いたしております。主なものは、8月の台風災害に伴いまして、農林地崩壊防止事業の分担金500千円を新規に計上いたしております。

16ページをお願いします。

11款2項1目の民生費負担金は、保育所運営保護者負担金ほかの補正で総額33,509千円を増額いたしております。

17ページの13款1項1目の民生費国庫負担金は、社会福祉費、児童福祉費及び生活保護費

国庫負担金を事業費の伸びに伴いまして、総額268,358千円を増額いたしております。

18ページをお願いいたします。

13款2項. 国庫補助金は、2目. 民生費国庫補助金、5目. 土木費国庫補助金、6目. 教育費国庫補助金で、総額35,246千円を減額いたしております。

主なものは、5目. 土木費国庫補助金で、社会整備総合交付金事業の道路事業で交付決定額の減額に伴いまして28,148千円減額いたしております。

19ページの14款1項1目の民生費負担金は、社会福祉費、児童福祉費県負担金を事業費の伸びに伴いまして、総額92,927千円の増額補正を行っております。

20ページのほうをお願いいたします。

14款2項の県補助金は、2目. 民生費県補助金から8目. 災害復旧費県補助金まで、総額12,090千円を減額いたしております。

主なものは、2目. 民生費県補助金で、通常の保育所運営費に延長保育事業の基本分が含まれたことから42,849千円減額、4目. 農林水産業費県補助金で農業構造改革支援事業補助金14,645千円を増額し、8目. 災害復旧費県補助金で1,950千円を増額いたしております。

21ページの14款3項1目. 総務費委託金は、佐賀県議会議員選挙委託金の確定に伴い10,664千円を減額いたしております。

22ページをお願いいたします。

16款1項1目. 総務費寄附金は、エスティ工業株式会社様から教育振興、子育て支援として、5目. 教育費寄附金は同じくエスティ工業株式会社様ほかから青少年教育に、東亜工機株式会社様からスポーツ振興資金に指定寄附をいただいておりますので、総額20,200千円を増額いたしております。

23ページの基金繰入金は、財政調整基金繰入金ほかで、総額244,069千円を減額いたしております。

26ページをお願いいたします。

市債につきましては、事業費の確定に伴いまして総額105,000千円を増額いたしております。

少し飛びますが、52ページのほうをお願いします。

52ページには給与費明細書を掲げております。

続きまして、55ページのほうをお願いいたします。

55ページのほうには、地方債の見込みに関する調書を掲げておりますが、説明は後ほど議案説明書について行います。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料により説明しますので、議案説明書をごらんください。

議案説明資料の18ページのほうをお願いします。

18ページ目から20ページにつきましては、今回の補正の増減比較表でございます。18ページは歳入の補正増減比較表、19ページにつきましては歳出の目的別増減比較表、20ページにつきましては、歳出の性質別の増減比較表となっております。

21ページのほうをお願いいたします。

21ページ目から24ページにつきましては、歳入の内訳でございますので、先ほど御説明した関係上、省略させていただきます。

25ページをお開きください。

歳出の説明となります。

歳出につきましては、新規事業及び特徴的なものを中心に御説明いたします。

ナンバー1の基金積立金管理事業は、エスティ工業株式会社様から13,000千円の指定寄附をいただきましたので、寄附の趣旨に沿いまして、市民交流プラザ整備のため公共施設建設基金へ積立金を計上いたしております。

ナンバー2の企画一般経費は、同じくエスティ工業株式会社様から5,000千円の指定寄附をいただきましたので、趣旨に沿いまして、教育振興のため、ふるさと人材育成基金へ積立金を計上いたしております。

ナンバー5の障害者施設給付費は、利用者の増に伴いまして72,914千円を増額いたしております。

ナンバー7の障害児通所支援事業は、同じく利用者の増に伴いまして13,522千円を増額いたしております。

ナンバー8の障害者共同生活支援事業は、給付費の増に伴いまして22,000千円を増額いたしております。

26ページのほうをお願いいたします。

ナンバー13の保育所運営事業は、入所人員の増、保育単価の増などにより、運営費を317,067千円増額補正いたしております。

ナンバー14の特別保育事業は、延長保育事業の基本分が通常の保育所運営費給付費に含まれたことに伴いまして64,274千円減額いたしております。

ナンバー15の生活保護事業扶助費につきましては、医療費扶助の増などに伴いまして扶助費を90,000千円増額いたしております。

ナンバー16の農地集積・集約化対策推進事業は、農地の地域集積協力金を14,645千円増額いたしております。

ナンバー17の中山間地域担い手農地集積促進対策事業は、中山間地における農地の集積・集約協力金を4,559千円新規に計上いたしております。

ナンバー21の県単農林地崩壊防止事業は、8月の台風による民家裏の林地復旧を行うもの

で、2,000千円新規に計上いたしております。

ナンバー23の社会資本整備総合交付金事業は、補助金交付額の減額によりまして46,713千円減額いたしております。

28ページをお願いいたします。

ナンバー27の都市計画道路井手・西葉線整備事業につきましては、県工事負担金の確定により20,250千円を減額いたしております。

ナンバー30の小学校プール整備事業は、北鹿島小学校のプールを緊急に工事を行うことが必要となりましたので、160,000千円を新規に計上いたしております。

ナンバー33の生徒奨励対策事業は、西部中学校の女子につきまして駅伝競走九州大会、全国大会への参加補助金を872千円計上いたしております。

ナンバー34の社会教育一般経常経費は、エスティ工業株式会社様から指定寄附をいただきましたので、寄附の趣旨に沿いまして、田澤記念館への交付金2,000千円を計上いたしております。

ナンバー35の図書館運営一般経常経費は、指定寄附をいただきましたので、御寄附の趣旨に沿いまして、図書購入費100千円を計上いたしております。

ナンバー36の保健体育総務一般経常経費は、東亜工機株式会社様から100千円の指定寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いましてスポーツ振興事業交付金を計上いたしたところでございます。

ナンバー38の予備費ですが、410千円減額し、財源調整を行っております。

今回の補正は、主な内容は以上でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

30ページにつきましては、県営事業負担金の一覧表でございますが、このうち表の中で括弧書きしておりますが、今回の補正でございまして19,190千円の減額というふうになっております。

31ページのほうをお願いいたします。

31ページにつきましては、繰越明許費の見込額調書でございます。北鹿島小学校プールにつきまして緊急に工事を行う必要があり、年度内に適切な工期が取れないことから繰り越しを行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

市債の現在高調書でございます。表の一番下の合計欄の右から2番目、10,709,044千円とありますけれども、これが今回の補正後における一般会計の市債残高見込みとなっております。

その右側が対前年比でございまして、1,879,914千円の増となっております。このうち臨時財政対策債を除く、いわゆる建設市債の現在高見込額につきましては、表の下から3行目

の右から2列目の615,283千円の見込みというふうになっております。

33ページにつきましては、基金の状況を添付いたしております。

以上で説明を終わりますが、審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

御質問申し上げます。

今回、北鹿島小学校のプールを緊急に工事をするということでございます。大体これはどれぐらい経年しているんでございましょうか。まずもってそこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

北鹿島小学校プールにつきましては昭和53年建築でございます。築37年ほどたっているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

一般的にプールがどれぐらいもつのかというのは、私もちょっと想像がつかないのでございますけれども、プールというものは実際これぐらいたてば必然的に壊れてくるものなんでしょうか。どんな感じでしょうか。どういったふうに、もう使えないというような状態、底が抜けたのかどうなのかちょっとわかりませんが、その辺はどういう状況だったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

今回、プールの構造躯体が腐食し、一部補強では対応できない状態ということでございましたので、改築に踏み切ったところでございます。昭和53年ということですが、この腐食がそうまでなければもう少しもてたんじやないかなとは思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

160,000千円ほどかかるということで、結構大きな数字だなということで御質問いたして

おりますけれども、実際、日々の点検とかそういったところはこういったぐあいでやられているのでしょうか。ここまで腐食するまでわからなかったと、点検でわからなかったという判断でよろしかったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

今回腐食している箇所については、プールの下鉄骨でございます。通常はそういった構造躯体の点検というのは行っておりません。プールの循環装置とかそういった機械設備については補修をしておりますが、構造躯体そのものについては基本的には外部での委託とかいうことでの点検などは行ってないところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

外部委託するなり自分たちでするなり、どちらでもよろしいんですけども、今回腐った部分は通常目視でわかるとか、そういうレベルではないということですかね。掘らないとわからないとか、そういったようなところだったのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

北鹿島小学校のプールにつきましては、外側から少しすき間があいているところがあるので、そこから一番外側にあるH鋼あたりは確認がとれます。一番外側のH鋼についても少し腐食が進んでいますが、今回一番問題になっているのはプールの中心部にあるH鋼のほうの腐食がかなり進んでいたということが判明いたしました。そのため、今回改築をするということで判断したところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、外側から目視ではわからなかった場所だということの判断でよろしいですね。そういうことですね。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

外側から見える部分については当然目視でわかるんですけども、ちょうどプールの下に潜り込んで確認をしないといけない部分がありまして、その腐食がかなり進んでいたというところがございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

外からは見えないけど、潜り込むことはできるということですね。そこまでして確認することはできたということですね。はい、わかりました。

じゃ、ほかの学校で同年ぐらいたっておるところで、すぐまたこういうことがあるんじゃないかなというようにちょっと考えてしまうんですけども、どんな感じでしょう。よその学校はどれぐらい経年しておるんでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

針長教育総務課参事。

○教育総務課参事（針長三州君）

お答えいたします。

鹿島小学校についてはR Cコンクリートのプールでございまして、昭和55年に建設しまして経過年数は40年たっております。能古見小学校についてはR C構造でありまして、昭和38年の建設で52年経過しております。古枝小学校については昭和43年建築のR Cコンクリート構造でございまして、築47年経過しております。浜小学校については昭和45年の建設でございまして、これもコンクリート構造で45年経過しております。そして、七浦小学校についてもコンクリート構造でございまして、昭和43年建設、47年経過しております。明倫小学校についてはアルミ製のプールでございまして、平成3年の建設で経過年数は24年たっております。東部中学校が昭和51年にコンクリート構造のプールを建設しておりましたけど、平成21年に劣化がひどくなりまして、ステンレスのプール、50メートルから25メートルに変更しております。そのときは経過年数が33年たって変更しております。西部中学校は昭和51年、アルミ製のプールでございましたけど、経過年数25年たちました平成13年にF R Pのプールに改造しておりますので、R Cのほうが長くもてるということになっております。

今回の北鹿島小学校については、構造部が鉄骨部でございましたので腐食がひどかったということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

北鹿島小学校はR Cコンクリートだったんですかね。

○議長（松尾勝利君）

針長教育総務課参事。

○教育総務課参事（針長三州君）

お答えいたします。

北鹿島小学校のプールは構造体としては鉄骨構造でございます。鉄骨構造を本体としておりますところにデッキプレートを乗せまして、そこにコンクリートを打ちまして、アルミ製のプールをしております。今回の工事についても、北鹿島小学校については地盤が悪く、耐圧の強度がもてません。それでほかの学校と違いますけど、コンクリート構造のプールができないために、なるべく軽くするために鉄骨を組みましてステンレスとかアルミ製のプールをするということにしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

では、今回もつくられるのは同じようなつくり、地盤が悪いということでそのようなつくりをされておるといことなんですけれども、じゃ、今回もまた同じようなつくりをされるというような計画ですか。

○議長（松尾勝利君）

針長教育総務課参事。

○教育総務課参事（針長三州君）

お答えいたします。

今回の北鹿島小学校のプールの改築につきまして、基礎の上のほうを解体いたしまして、基礎は残すと。今までの基礎とかくいは残す形をとっております。それで工事費を抑えております。それと今回については鉄骨が腐食いたしましたので、亜鉛メッキといいます塗装を塗ります。どこでも見られると思いますけど、今、太陽光パネルがあると思いますけど、太陽光パネルの下にぎらぎら光っている銀色の鉄骨があると思いますけど、あれを塗ります。そういうことで通常の鉄骨より2倍から3倍長くもてるということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

亜鉛メッキは多分、北鹿島小学校のプールの建設当時にも十分あったんじゃないかなと思いますけど、そのときは予算がなかったから亜鉛メッキをやらなかったのでしょうかね。その辺はいいですけど、わかりました。

実際、能古見小学校で52年間ももてておるといのが、今回37年ぐらいで変えるということだったんで、ほかのところは同じようなつくりはしていないということで鉄骨が腐るといようなことはなかろうかと思えますけれども、よろしければ点検のほうをどんなものかしていただければと思います。

じゃ、続きまして、今回もまたエステ工業様からたくさんの浄財を頂戴しております。本当に心からありがたいと思う次第でございますけれども、今回、決算審査の視察でかたらいのほうに行きましたけれども、かたらいのほうにも子供たちが遊ぶ遊具等にエステ工業様からの御寄附ということでプレートがはめられておりました。楽器のほうはどうなのかなと思って、楽器のほうにということで寄附金を頂戴しておりますけれども、そういったところにどういった表示とか、エステ工業様の御厚意で購入したんだよというようなわかる表現はどういうふうにされておりましたですかね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

今回の御寄附で楽器のほうにも充てさせていただきました。一応市報あたりでは御紹介はいたしました、特段楽器に何かステッカーみたいなのを張るとか、そういったことはいたしておりません。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

大体備品を購入すれば、何年に購入しましたみたいなのをシールを張ったり、机、椅子に張ってあるような感じですが、楽器にそういうのを張ったら音色が変わるとか、何かそういうふぐあいがあるから張っていないとかそういうあれでよろしいですかね。例えば、この楽器はエステ工業さんからいただいたものですよとわかるようにシールを張るとか、そういうことは考えなくていいのかなというのをちょっと思ったんですけど、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

楽器も備品ではございます。備品シールという市のシールは張っておりますけれども、寄附であるということは学校のほうではきちんと記録はしておりますが、その楽器が今回の寄附者の寄附で購入したという明らかにするようなのは、ちょっと今のところ実施をしておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

はい、わかりました。

楽器に限らず、今回、スポーツ資金とか図書購入費ということで御寄附を頂戴しておりますけれども、実際使ったときに、こういうのを買いましたよとか、こういうのをそろえさせていただきましたみたいな御報告みたいなのは相手方にされておりますか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

エスティ工業さんからは、おとし、かたらいの遊具等に10,000千円、昨年が15,000千円をことし使うようにということでいただいております、その件につきましては、その都度、大体子供さんをお連れになって来られるので、担当の子育て支援センターのほうがこういうのを計画していますというようなことは随時報告したりしておりますし、年度を締めてからということでお使いしましたということで報告はするようにしております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに答弁ありますか。（「いいです。じゃ」と呼ぶ者あり）8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

教育に使ってください、子育てに使ってくださいみたいな感じで御寄附をいただいていると思います。こういうのを買いましたよということで、ありがたく使わせていただいておりますみたいなお礼状じゃないですけどね、報告を兼ねてそういうのを出されたほうが、新たな御寄附がほかにあるかもしれないので、そういうところはちょっと心がけていただければなど。こういうのを買いましたということでお伝えいただければと思いますけれども。

以上お願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩いたします。2時15分から再開します。

午後2時4分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。9号角田一美議員。

○9番（角田一美君）

二、三点質問をさせていただきます。

まず、第1点目に、先ほどの勝屋議員の質問がありました議案説明資料の28ページの30番の小学校プール整備事業についてですけれども、これにつきましては、緊急やむを得ないと

ということで、今回160,000千円上げていらっしゃるけれども、この老朽化については大体経過年数でわかっていたわけでありまして、毎年、事業計画を見直す中で、いわゆる27、28、29年、3カ年の実施計画の中で、28年度に実施設計をして、それで29年度——最終年度に本体工事をやるということでしたけれども、これを2カ年、本年度事業にできなくて連続越しをして、ことしの6月の夏シーズンに間に合わすということで2カ年にまたがってやられるんですけれどもね。この2カ年早めた理由の最終的な方向転換というか、今回、実施計画に上げなくて、本来は4月からの当初予算で計上すべきですけれども、これがもてないと、いわゆる1年でももてないと方針転換された最大の理由と、どこにそういった判断を委ねたか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、もともと平成26年度に策定した実施計画においては、本プールの工事につきましては平成29年度の予定でございました。2年前倒しということになりますが、その原因につきましては、先ほど来、申し上げておりますとおり、構造躯体であるH鋼の腐食がかなり進んでいるというところを発見したというところが一番の理由でございます。

このH鋼の腐食をそのままにしておきますと、通常、少人数の場合はプールサイドの上に乗ったりしても安全性に問題ないかなというふうには思っていたんですけれども、例えば、水泳大会とか大人数の子供たちがプールサイドあたりに集まったりすると、ちょっと危険ではないかというふうなことで判断をいたしまして、もしそういったプールサイドあたりに大人数寄れないようなことで立入禁止をしたら、今後の水泳大会とかいろんな授業に支障があるということで、最終的には前倒しして実施をしようということで判断したところでございます。

プールの授業には今年度までは差し支えなかったんですけど、学校の水泳大会のほうは中止をいたしております。来年度に向けてこういった事態が生じないように——済みません、それから夏休みのプール開放のほうも今年度はちょっと申しわけなかったんですけれども、実施をしております。このようなことが来年度ないように、我々としては早急に手を打ちたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

少人数の学級プールについては支障なかったけれども、そういった大会等で集団で利用し

た場合の非常に危険性を考慮して早期に、あるいは今後の大会等の実施に支障があるということで2年前倒しということです。

それでは、もう1点お尋ねしますが、主要の実施3カ年計画の中では、その財源として、いわゆる国庫補助事業等を予定されていたんですけども、今回は地方債の126,900千円、残りを一般財源の33,100千円ということで、3カ年計画の中では国庫補助金等約一千四、五百万円程度計画されておったんですけど、今回前倒ししたことによって、そういった国庫の補助事業というのは利用されないのかどうか、そこら辺ちょっとお尋ね——恐らく継続事業で当初という、国庫補助金等の申請しないでなるんですけども、そこら辺、せっかくこういった学校の施設の改善交付金というものが予定されているんですが、こういったものは利用されないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

今回、緊急の工事ということで、補助金等の申請をする時間的余裕もございませんし、一般財源ではどうしても財源的に厳しいですので、起債のほうを財源とさせていただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

今回の3カ年計画では196,000千円、今回、2年前倒しで160,000千円という36,000千円ほどダウンした計画になっていますけれども、今回改築しようとしているプールの、いわゆる水泳面積——プールの面積がどのくらいなのか。それと、あわせて上の躯体工事までやられるのか、プール本体だけなのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

針長教育総務課参事。

○教育総務課参事（針長三州君）

お答えいたします。

プールの今回の改修工事は、大プールが25メートル、小プールが13メートルのプールでございますけど、大きさは一緒です。水面積は約400平米でございます。それで、建物全体の面積が約925平米でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

緊急性、そこら辺の判断が、来年度当初でもよくはなかったかという感じがするわけです。公立学校の施設環境改善交付金、前は公立学校の水泳プールとか、あるいは柔剣道場、こういった体育施設については公立学校施設整備補助金という形で3分の1の補助金を利用して、これは23年度から公立学校施設の学校施設環境改善交付金に変わっていますがね。それについても補助金の水泳プールの400平方メートルですね、レーンについては。それから、上屋面積についても600平方メートルにつきまして3分の1の補助事業があるわけですがけれども、せっかくこういった補助制度があるのに使わないで、そこら辺の、来年夏まで使って1年、28年度事業でできなかつたのかなと、そこら辺をちょっと心配しまして、せっかくの補助事業がありながら、されなかつた点をちょっと残念なような気がいたして質問したところでは。

それでは、次の質問にかえさせていただきます。

議案説明資料の26ページのナンバー15、生活保護事業の扶助費、今回90,000千円ほど増額補正が上げられています。いわゆる12月補正全体で592,380千円の増額補正の中で占める割合が、生活保護事業約90,000千円が12月補正で掲げられておりますが、この当初予算で240,000千円計上されて、今回、合わせて330,000千円になりますけれども、当初予算の計上からすると、前年度の、26年度の生活扶助費の決算額から比べると44,700千円ぐらいの増額なんですけれども、当初予算でどうしてこれだけ少ない240,000千円しか掲げなかつたのか。24年、25年、26年度の生活保護事業の実績の推移を見てみますと、やはり市民の皆さんの生活が苦しいことから、何か非常に生活保護世帯数がどんどんふえてきているわけですね。24年度が120世帯、25年度は135世帯、それから26年度158世帯と。

そういった中で、前年度の決算額からしても44,700千円と非常にふえているわけですがけれども、そのふえている一番の要因をちょっと単純に――説明では、いわゆる医療費の額が非常に予想よりも上回ったということで説明されましたけれども、そこら辺の前年度の26年度の生活扶助の実績からして44,700千円ふえた主な要因について、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

まず、民生費についてお話ししますが、民生費は140億円のうちの35%、50億円ですね。その中で福祉事務所の予算が35億円で25%ほどです。そういった中で予算を丸々つけてもらいたいところなんです、やはり膨らむ一方である民生費ですので、福祉事務所としましては最初から満額膨らませてまでも予算をつくるというわけにはいきませんので、なるだけ当

初はかためにということで、もう1つは膨らまないようにという、ふえないようにという願望を込めて、かためにどれでも見積もっております。

そういったことで、当初は240,000千円ですが、やはり今までも決算で毎年ふえております。特に医療費助成につきましてですけれども、今回74,000千円ふやしておりますけれども、これまでの実績でいきますと、24年が158,000千円、25年が180,000千円、26年が150,000千円と、毎年変化が30,000千円から50,000千円ほど違います。そういったことでかたく見積もっていたんですけれども、ことしになって生活保護の世帯数が、25年10月が133世帯、26年10月が153世帯、ことしの10月が166世帯と、10世帯から15世帯ほどずつふえてきているところが世帯数の増です。そして、前回の議会でも申し上げましたが、ことしになって大体月に5件ぐらい新規で申請があつておまして、ほとんどが疾病による治療が必要とされる方で医療費扶助が必要ということで認定をしておりますので、どうしても医療費が膨らんでいく一方ということになってしまっております。

○議長（松尾勝利君）

9 番号角田一美議員。

○9 番（角田一美君）

年々、被保護世帯数がふえている。27年度も10月末で166世帯ということで、昨年26年度の、いわゆる最終的な決算委員会等で報告いただきました被世帯数は158世帯ですから、さらにふえている中で、今回、医療費の扶助費がそういった疾病等でふえているということでしたけれども、昨年の医療費補助が155,000千円、今回の12月補正後で192,240千円という形で医療費だけ捉えてみても36,000千円ほどふえているわけですね。

この医療費のふえている——昨年度ですね、医療費補助。昨年度実績の中で被保護世帯数が158世帯、医療費世帯数が1,603世帯、延べですから1世帯当たり10回ぐらいかかっている感じですがけれども、それにしても余りにも192,000千円と大きくなるんですけど、一番の要因はどういった要因と捉えておられるのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

まず、医療費については生活保護費について全額10割ということで、医療保険制度とは離れて単独になっておりますので、まずその単価が高いというのを御承知いただきたいと思っております。それと、最近の傾向は高齢化されていて、どうしても入院が続いたりとか新たな病気が発覚して手術を行ったりとか、かなり重篤な病気の方とかもいらっしやっていて、医療費は膨らむばかりで減るといのが見込まれません。ことしの見込みとしては2億円いくんではないかというところで担当は見込んでおります。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

それから、もう1点ですけれども、そういった医療費、扶助費がふえている反面、生活扶助のほうは、昨年、決算ベースで87,551千円。延べ世帯数で1,508世帯でしたけれども、今回補正を8,268千円ほどしてなおトータルで80,544千円ということで、昨年度からすると7,000千円ばかり落ち込んでいるわけですが、世帯数はふえて生活扶助費のほうは7,000千円減額になった形ですけど、これは十分な対応がとれるのかどうか。

それと、今回、年間330,000千円要するのに当初で240,000千円計上して、12月で90,000千円増額して、非常に補正の割合が年間の執行金額に対して高いわけですが、12月までの生活扶助に対しての事務で予算的に滞りとか、そういったことをしなくてよかったのかどうか。12月補正でしたら、今までそういった渋りとか、本当に必要な方に対する生活扶助費の支給というのをおくれているんじゃないかと捉えているんですけど、そこら辺は支障なかったかどうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

まず、生活扶助費の問題ですけれども、先ほど申しましたように、医療費がふえてということは入院患者が多いということですよね。入院されると生活費が必要なくなって、食事代だったりとか住居費などが減ってきますので、その辺でちょっとお互いに相乗関係というふうな形にはなっているかと思えます。

それと、予算については大体今までもこういう推移で来ておりまして、特段今のところ問題なかったと思います。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

わかりました。入院されることによって、生活あるいは住宅が減ることなら少しわかりますけれども、ならば住宅扶助費が24年度18,000千円、それから25年度が19,000千円、26年度が極端に7,896千円となっているわけですね。そして、今年度、入院で減っていると言われたんですけど、逆に住宅扶助は今回補正7,600千円して26,224千円にふえているわけですね。18,000千円ほど昨年度の決算ベースからふえているんですけど、その理由は納得いかなかったからちょっと説明したんですけど、そこら辺、何か住宅の扶助がそういうふうに変動を、24年度は18,000千円、それから25年度は19,000千円、26年度は8,000千円で、そが11,000千円も落ち込む、そこら辺の予算の措置によって、そういった点で制限されているんじゃないかという気がしたものですから、そこら辺お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

先ほど申しましたのは生活扶助費のほうでした。住宅扶助費につきましては、やはり新規認定することによって高い住居にお住まいの方を市営住宅等には動いてもらっていますが、どうしても持ち家じゃない方が多くて、住宅扶助費だったり医療扶助費があるもんだから生活できないということで、生活保護の申請がっております。年金が少ないのもですね。だから、そこら辺で住宅扶助費につきましては、その都度その都度の保護者の実態に応じてふえたり減ったりはするかと思います。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

それにしても、生活保護費が年々ふえて、医療費が特にずっと顕著でありますので、そういった医療費の抑制の観点がいろいろな薬の使用の仕方とかジェネリック医薬品等の普及、そういった形で一般の世帯も抑えていただいていますので、生活保護世帯も新世紀がん等の対応で非常に上がっているんじゃないかならうかと思いますが、そういった医療費の抑制についての指導もあわせてお願いしたいと思うんですけども、最後に生活保護事業費が今回44,700千円増額補正されているんですけども、財源ベースで見た場合はほとんど国なんですけれども、これだけ毎年ふえている中で鹿島市の財源はずっと減っている。24年度は63,600千円、25年度が89,280千円、26年度は62,910千円。今回、補正しても64,700千円ですから、昨年度から比較して1,700千円程度は一般持ち出し分としてはふえているんですけども、ほとんど国の政策ですから国の財源でいいと思うんですけども、そこら辺の一般財源との割り振りというか、何か制限的なものがあるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

先ほどの一般財源の件ですけども、特別に分析した覚えはなくて、基準に従って4分の3が国ということで、残りが一般財源となっております。だから、持ち出しはふえてはいないと思いますけれども、ちょっとその辺の分析を行っておりません。

あと、医療費につきましてですけども、ジェネリック医薬品を使うようにということで指導等はっておりますので、その旨は一応御本人さんにもお願いしているところではございますが、治療ということで大事な部分ですので、あとは主治医の先生の判断になっているかと思います。

○議長（松尾勝利君）

9 番角田一美議員。

○9 番（角田一美君）

そういうことで医療費の抑制について、非常に生活保護世帯に占める割合が、医療費が58%、6割に近づいてきておりますので、そこら辺ひとつよろしく御指導をお願いして、次に移らせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

角田議員に申し上げます。先ほどの質問の追加の答弁がっておりますので、それを先にやらせていただいてよろしいですか。

○9 番（角田一美君）

はい。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

先ほど角田議員のほうから、北鹿島小学校プールの改築時期について、28年度の学校施設環境改善交付金のほうを活用して実施したらどうかというような御提案でしたけれども、学校環境改善交付金につきましては国の補助事業でございますが、今、大変採択の状況が厳しくなっております。優先度としては基本的には防災機能強化、耐震補強のほうにどちらかというシフトしておられます。ですから、仮に28年度予算で施工をするということになった際に申請をしても、非常に採択は厳しいような状況でございます。

工期6カ月というところで、今したら来年の夏の授業には間に合うというぎりぎりの判断でございました。申請して非常に採択は厳しい補助金というよりかは、今の時期を逸しないという判断のほうを優先させた次第でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9 番角田一美議員。

○9 番（角田一美君）

わかったような、わからないような感じです。いわゆる公立学校施設の環境改善交付金より採択が厳しいということでしたけれども、この財源ベースで見たら、いわゆる公立学校施設関係をやっているところと、学校体育のプールとか柔剣道場、そういったところによって全然所管が違う。これは同じ学校施設環境改善交付金でも、施設整備係として大体、公立学校のプール、体育施設はこのくらいだけ——先ほど説明がありましたように、ほとんどの学校のプールが更新期に来ているわけですね。今回、耐用年数が過ぎて、短いところからせざるを得ない、もっといっぱい控えている。そういった中で、文化・スポーツ係は文化・スポーツ係でそういった体育施設の改善をやっておるからですね。厳しいと一方的に判断され

たのか、そこら辺、文化・スポーツ係あたりにちょっと微妙なところを感じます。それはそれでちょっと納得したような、しないような形で、次の質問にさせていただきます。

次、28ページのナンバー25、中木庭ダム周辺整備事業6,500千円ほど遊具とかベンチほかということで上げていただいておりますけれども、この中木庭ダム周辺整備事業につきましては、いろんな辺地対策事業、有利な起債を利用して整備していただいておりますけれども、27年、28年、29年の3カ年計画で、117,000千円程度の中でやっていただいております。当初で54,706千円ほど計上していただいているんですけど、まだこれについての執行状況を――私は総務建設環境委員会ではないものですから、ちょっと把握していないんですけども、その中で今回やられる遊具、恐らく当初で予定されたのは展望デッキ等ですね、やまびこ広場の遊具をつくったところの展望広場等の整備費は上がっていたと思うんですけども、今回の遊具、ベンチほか6,500千円についてのもう少し事業の中身についてお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

中木庭ダム周辺整備事業の今回の補正額で6,500千円増額の補正をいたしております。概要としましては、やまびこ広場、つまり遊具がある広場になりますけれども、ここのほうに利用客が増加しているという部分もございまして、遊具を整備しているところです。ここにまた新たに利用客のニーズに応えるために、どういう方向で行くかというところで、まず不足している分を地元の振興会とか区長さんとか、そういう方たちにお伺いをしていく中で、やはりお客さんが安らぐところとか、日よけとか、そういうものが少ないという部分もございまして、今回の項目といたしましては主に大きなものとして遊具を1個追加しております。これがまず大きなものです。

そのほかに先ほど言いました関連分として、利用者の方の休憩されるベンチ、やはり日陰がないというところで、今あずまやがありますけれども、その屋根がございません。そこにあずまやの屋根を設置するということと、あとちょっと時間が少しかかるとは思いますが、常緑樹の樹木を植栽しようというところもございまして、

あと車の駐車場が少ないというところもございまして、上のほうに食事どころもございまして、あそこがちょっと線引きがなされなくてランダムに駐車がなされていますので、そこへスペースの確保ということで白線を引いて、あと下のほうの広場のほうにも階段からおりてスロープもございまして、そのほうにも、今、砂地もございまして、そこに駐車場として整備をして車どめを行って安全確保をしたいというふうに考えております。大体それが事業費の概要でございまして、

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

はい、わかりました。非常に中木庭ダムの周辺整備につきましては、能古見地区振興会の役員さんでいろんな植樹、それからアジサイの下の草払い等をやっていただいて、もう見事なアジサイが見ごろの時期を迎えておりまして、ことし初めて6月28日にあじさいまつりをやったんですけど、非常に市内外からたくさんの方が来て、やっぱりいろいろな利用上の問題が出されておりました。それから、遊具をつくっていただきましたけれども、これについても利用者からやはり日陰がないという形で、特に夏場にせっかく遊びに来たけれどもということで、そこら辺を心配されておりましたので、今お話を聞くところによると、そこら辺の要望どおり、そういったベンチ、日陰、そういったものをつくっていただくということで感心をいたしました。

ことしの11月8日も中木庭ダムフェスタ in のごみにたくさん市内外から来ていただいて、喜んでいただきましたけれども、やはり駐車場が不足しているという形で、食堂がありますところの駐車場に要望どおりしていただくということで安心をしましたがけれども、根本的な駐車場というものは、将来的には利用状況を見ながら整備をしていかななくてはならないと思っております。

それからもう1つ、最後に次の質問に入らせていただきます。

同じく28ページのナンバー27の都市計画道路井手・西葉線整備事業で減額補正20,250千円ということをして上げていっちゃいますけれども、いわゆる井手・西葉線の都市計画事業については、今後、県のほうで旧207号の市道返還に向かって整備した後、市道に引き継ぐとなっていますけれども、27年度事業費で150,000千円ほどを事業費として上げておられたと思うんです。その負担金として15,000千円ほど、いわゆる100分の15、市負担で上げていただいていたけれども、この執行状況を見ますと、1割、15,000千円で10分の1執行状況ですけれども、今後の見込みというか、全体計画の中でちょっと執行率が非常に少ないような気がしますけれども、負担金22,500千円上げて2,250千円という形で20,250千円の減額ですけれども、今後の見通し、そこら辺、立っていたらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

先ほどございました井手・西葉線、つまり国道207号線の街路の整備計画になりますけれ

ども、まずこの範囲ですけれども、今のリンガーハットから大体東町ぐらいの延長で約420メートルございます。この範囲につきましては先ほど申されました県のほうの主体事業でなされて市のほうが負担金ということで費用を計上しております。

あくまでも先ほど申しましたとおり県の事業でございますので、35年度ぐらいを目標に事業を進められて、今この区間420メートルについては事業の概要としましては、今後、測量、そして設計調査、最終工事ということになろうかと存じますけれども、大きな金額、20,000千円程度減額になってまいりますけれども、県の事業でございますので、直接の深いところの意味はなかなか私どもは理解できないところでございますけれども、27年が調査、そして測量、設計ということで聞き及んでおりますので、相手方が街路に建物等が隣接して、そしてなかなか地権者も多うございますので、その交渉とか、あと調査関係で結構難航をしているんじゃないかというふうに考えております。

ただし、今後はそこら辺の整理がつけばピッチを上げて、目標とする年次に向かって事業を県のほうで進めていかれると思います。市のほうもそれに応じて負担金を計上させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

今年度は事業の実施調査及び設計に入り口としての調査が主だったと思いますけれども、35年度、あと残るところ7年あるわけですけれども、全体事業費として、いわゆる事業費の15%負担を地元でという形ですけれども、全体事業費として8年間で鹿島市が負担すべき事業費というのをですね。今年度はこのことですが、この事業が進むことによって、どのぐらいの負担が現在のところ見込まれているのか、そこら辺がわかれば、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

今のところ県のほうから説明を受けておりますのが、35年度までの事業費として、全体事業費で約19億円ございます。その他事業等もございますけれども、単純にこの金額に15%になるのか、その後、率が変わってくるのかわかりませんが、トータルでいけば2億円以上になる可能性はあると思います。ただ、これはあくまでも現段階での県の要望される15%ということになりますので、変動がありますので、確定的な数字は現段階では控えたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

平成35年度までの事業で大体19億円ぐらい、あるいは事業がおくれることによって20億円近くなると思うんですけども、その中での鹿島市の負担というものは当然ふえてくるだろうと思います。そうならないためにも、やはり当初計画どおりスムーズに進むような形で県と連携をとって、その当初計画どおり進むようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

3点ほど質問させていただきます。

今回の議案説明資料の、まず27ページ、ナンバー18です。イノシシ駆除対策事業であります。捕獲頭数の増による捕獲報奨金の増ということで、今回、補正上げられております。なかなかイノシシは捕獲してもふえるばかりで大変なことで、農家の方も大変なことになっております。一般質問等々、議員の皆さんもされておる中であります。私も取り上げたこともありますけれども、なかなかイノシシ駆除には困っていることであります。その中で、補正でこういった財源を組まれるのはいいと思いますけど、今回、まず何頭ほど捕獲されて報奨金がふえたのか、お聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

イノシシ駆除対策事業は、4月から10月までの期間で、猟期外の期間でございますけれども、当初予算で500頭組んでおりましたが、10月末現在で744頭ということで捕獲頭数がふえましたので、差額の分の274頭につきまして今度補正をお願いしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

こういった質問も多分今までも何回も質問されて、そしてまた答弁をいただいていると思っております。今後もうやって補正を組んで予算をつけて捕獲をしてもらうということも非常に大事なことでありますけれども、何かもう少し具体的な策がないのかというのが一番気になるところでありますけれども、今そういう具体的な考えがあらわれるなら、答弁をお

願いたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

私たちがイノシシの駆除をしていますのは、農作物の被害防止という観点からイノシシの被害防止をしておりますけれども、年間700頭以上のものが捕獲されておりますけれども、一方では捕獲の防除対策のほうも進んでおりますので、ことしも今のところ43件ほど電気牧柵とかワイヤーメッシュとか申請が出されておりますけれども、農作物の被害防止という観点からはそういう被害防止策の面積はふえているかと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

もう御存じだと思います。イノシシはふえる一方で、もう少し具体的に対策をしていかないと、これはなかなか減るもんじやないと思いますので、例えば、猟銃の免許を取られる方をもう少しふやして、そういった方にも補助をたくさんしていくとか、そういった面も非常に大事だと思いますので、再度、来年度、新年度にも盛り込んでいただいて、早急な対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次です。同じ議案説明資料の29ページのナンバー33です。

教育振興費、それと奨励対策事業であります。今回、西部中学校の駅伝のチームが九州大会、全国大会に行かれるということで補助をしていただいております。その分の補正ということで。九州大会は新聞報道ありましたように、タイムは伸びて順位もすばらしい結果だったということであります。鹿島市は大学の駅伝チームが合宿をされておりますので、全国大会に向けて大学生が今来て、タイムが伸びる。生徒が気づかないところに、大学生が今指導していただいて、全国大会に行ってもらえればなという個人的な思いもありますけれども、合宿はこの後ですので、全国大会にはしっかり西部中は頑張っていたきたいと思いますけれども、今回、この補正についてはふるさと人材育成支援基金から選手に関しては今までどおりの全額補助ということだと思いますけれども、補助の件ですけれども、今まで中体連とかで九州大会、全国大会に行かれたときは、スポーツ振興基金を使われたと思っております。今回、ふるさと人材育成基金を使われた理由等があれば、お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

議員おっしゃられるとおり、平成25年度までは中体連の補助についてはスポーツ振興基金のほうを財源として充てておりました。ただ、平成26年度に先ほど来、出ておりましたエステ工業様のほうから寄附をおいただきするようになりまして、それをふるさと人材育成新基金のほうに積んでおります。平成26年度からそういったような理由で中体連あたりの補助についても、ふるさと人材育成支援基金からの財源を使わせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。そしたら、一番の目的はやはり中体連とか、選手が九州大会とか全国大会に行くときにももちろん補助をしていただくというのが大前提でありますけれども、基金の使い方であります。そういった26年度からふるさと人材を使われている。その前はスポーツ基金ということになりますけれども、そしたら、今後、スポーツ基金の使い方というのはどうされていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほどの小・中学校の中体連の補助関係につきましては、先ほどいただきました寄附金の分がありますので、当分の間、ふるさと人材育成基金のほうで対応したいと思っています。

スポーツ振興基金につきましては、小・中学校以外の社会人でありますとか、そこら辺の派遣補助等に使わせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。ありがとうございます。

そしたら、最後であります。今回の補正予算書であります。49ページの2目の体育施設管理費です。

需用費、修繕費に4,900千円、そして工事請負費、減額として7,337千円、陸上競技場改修工事ですね。備品購入で2,437千円、陸上競技場の備品ということで書いてあります。私は総務建設環境委員会に所属しておりまして、文教厚生産業委員会の説明資料は後で提出をいただいたということになっておりまして、その補正予算の説明資料には詳しく中身が書い

てあります。陸上競技場の改修工事の費目の組み替えで、備品購入なり修繕料として今回上げられております。もちろん修繕費なり備品購入ですので、急がなくちゃいけなかったことだと思っております。

蟻尾山公園に関してはすばらしい施設であって、管理もしっかり行き届いているわけでありましてけれども、今回、費用を組み替えまでしてしなくちゃいけなかった。もちろん修繕だとか購入は緊急だということはわかります。でも、それ以外にももう少し計画的にできなかったのかなという、たまたま改修工事が減額になったので、備品購入なり修繕をしたということでもありますけれども、突然の予算に対しての突然の修繕なのか、それとも計画はしていたんだけど、今回はこの組み替えで使おうという、そこら辺がちょっとわかりにくい部分がありますので、緊急性を要していたら、もう少し予算の段取りができたんじゃないかなという思いがありますので、その点、少し答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

49ページの体育施設管理費の組み替えの補正でございます。これにつきましては、先ほど議員言われましたように、15節の工事請負費7,337千円の減額をいたしております。これにつきましては、陸上競技場のレーン改修、こちらのほうが1レーンと8レーン、改修をいたしました。この分が完了いたしました分の残でございます。この分の組み替えということで、理由といたしましては、1つは10月に陸上競技場の日本陸連の3種公認更新ということで検査を受けました。その際に、早急に改修をなさい、ただ今回の更新については更新をしないということではないが、早急にしてくださいということが1点ございます。それともう1点、これは体育施設、蟻尾山という表現になっていきますけど、体育施設管理費でございます。北鹿島体育館の排煙オペレーターが、これは消防署からの指摘がございまして、早急にこれも修理をしないといけないということで早急にですね。あと幾らか項目ございますけど、それについても28年度実施計画にのせておりましたが、今回、組み替えの補正をお願いいたしますのでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

1点だけちょっと中身というか、修繕された中身についてでありますけれども、なかなか競技をする方も少ないような感じもしますけれども、棒高跳び用のマットとか3,000メートル障害水濠用バーとか、そういったなかなか選手がいないような気もしますけれども、蟻尾

山公園陸上競技場をちゃんとした競技場——ちゃんとしたというか、しっかりとした競技場にするためにはこういったことも必要だと思いますけれども、今回、早急に修繕、修理された中でありまして、今後の計画であります、予算を伴うこともあると思いますけれども、もう少し改善するところがあるものなのか、今回、費目組み替えで一応完成といいますか、満足されているのか、その辺も少しお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

先ほどの議員おっしゃいました棒高跳び用のマットとか、3,000メートル障害水濠用バーとか、これにつきましては3種の公認に必ず必要不可欠ということで、今回、組み替えをお願いしているものでございます。

それと陸上競技場の全体の計画でございますけど、建築をして相当こちら年数かかっております。今回、更新のために、これは3種公認が5年でございます。今回は1レーンと8レーンの改修をいたしました、10月の検定の中でも2レーンから7レーンまでの改修は次の5年後には改修をという指摘も受けております。

それとあと、フィールドの芝でございますけど、そちらのほうも設置をしてから1回も張かえをしておりません。ですから、そちらのほうも当然金額的にはちょっと額は大きい額になりますけど、そういう大きいのもあって、また修繕等も出てくるかと思っております、順次、実施計画の中で整備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。3時25分から再開します。

午後3時16分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

1点だけ質問をいたします。

きょうの議案説明資料の32ページです。平成27年度の市債現在高の見込みということで、資料のほうがありますけれども、ちょっと確認のために質問いたします。

今回の補正で約105,000千円の補正を組まれて起債されまして、今年度の現時点での起債の見込み額が約27億円、また、その右の欄に元金償還のほう830,000千円という形である

と思います。トータルで今回の補正、27年度の見込み額が10,709,000千円という形になると思うんですけども、これは以前も私、質問をさせていただきましたが、そのうち、臨時財政対策債が約46億円という形で、小計の欄に61億円とありますけれども、市としては、この61億円が基本的な市の借入金額ということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど議員言われるように、臨時財政対策債につきましては、後年度100%が国費、普通交付税に算入される予定でございますので、実質的な借金は、ここでいう小計の1から5という建設地方債ですね、それが61億円、これが実質的な借金だと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、もう1点ですが、この臨時財政対策債の46億円に関しては、これは制度上、必ず交付税措置がされて、市の負担とかは求められないという、ちょっと確認の意味で御質問します。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

現時点の制度におきましては、全て100%算入というふうになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、今回の補正を組まれて、やはり今年度の借り入れが27億円と、非常に高い数字であると思います。また、元金の償還が830,000千円ということで、830,000千円返して27億円を借りているという形で捉えられると思うんですけども、通常、この元金の償還というのは、大体何億円程度で推移をされているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

元金の償還に関しましては、発行する地方債と若干違います。2つありまして、元金均等払いで、決まった額の元金を全て返していくパターンと、元利均等償還と申しまして、元金と利息を合わせた額が一定額で済む、元利均等であれば、後年度がずっと元金の持ち分が大きくなりますので、償還元金としては後年度が大きくなっていくというふうに考えております。

現在、財政課で考えておりますのは、元金と利子と合わせた全ての公債費という形で推計しておりますので、その元金、利子の公債費で将来どうなっていくかということに主眼を置いて考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、先ほど答弁いただきましたけれども、今の市こういう元金の返済額の妥当な線というのはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

基本的には、今、トータル、元金、利子合わせまして約10億円前後考えておりますけれども、それが若干後年度は伸びて、十二、三億円程度までいくかと思っておりますけれども、それにつきましては、過去最大という規模ではありませんので、財政的には十分たえる数字かなということ考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、ちょっともう1点だけ。

この資料の中に、一番下のところに市債残高の実質負担額という形で数字があると思うんですけども、これは何をあらわしているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ここで示しております交付税措置率74.7%と書いておりますけれども、これは平成26年度

決算、主要成果の説明書に載せておりますけれども、平成26年度末の残高に対する交付税措置率というのを勘案いたしまして、大まかな目安であります、それを今回の残高に加えますと、これだけ、いわゆる交付税を差し引いた実質的な借金は27億円程度になる見込みですという目安の数字を掲げているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁をいただきましたけれども、ちょっと理解ができないというか、この中で補正後の実質負担の市債残高が107億円あって、それにこのパーセントが掛けられていると思うんですけれども、この27億円というのは、現在の鹿島市の実質負担額と捉えてよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

これは、あくまで平成26年度決算ベースで推計している数値でありますので、実質27年度末現在、また来年の決算時に詳細をお示しするかと思っておりますけれども、基本的には、考え方を申しますと、先ほど申しました臨時財政対策債につきましては、100%交付税措置ということで考えております。あと、その他辺地対策事業でありますと8割交付税算入とか、いろんな詳細な事業を積み上げてまして、平成26年度末でいきますと、74.7%が後年度交付税算入されますよということで、それを平成27年度末で置きかえますと、ここに74.7%の残ですので、25.3%が実質的な市の借金ということでありまして、補正後の末でいきますと、約27億円が純粋な借金が残るとい形になるという推計でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

余り数字的な分野は得意ではないですので、再度お聞きをしますが、簡単に言うと、今、107億円の借入金が表面上あって、そのうちの46億円、臨時財政対策債については100%の地方交付税の措置があると。で、残りの約60億円に関しましても、そういう交付税措置がある分があるので、実質、鹿島市が今後負担をしていかなければならない数字が、ここに掲げられている数字であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

さっき議員が言われるとおり、実質的な交付税を差し引いた残りの純粋な借金が、今の段階で27億円としているというところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ちょっといろいろな制度が絡み合っているので、わかりにくい部分があると思いますけれども、市の今後返済をしなければいけない借入金、借金と申しますか、市債については、昨年度の決算の数字を使えば、今年度、大体27億円が鹿島市の借入金であるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

27年度末における実質的な借金の残高ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後に申すけれども、念押しではありませんが、実質そうしましたら、鹿島市が今後支払っていかねばならない借入金のおおよその額がこのくらいであるということで、私どもは捉えていてよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

現段階の27年度末現在高は、そういう形で捉えてもらって結構だと思います。ただ、今後いかなる借金をしていくか、まだ全然決定していませんので、現段階の数字ということで捉えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

1点か2点質問します。

先ほど角田議員がされた分で、説明資料でいうところの28ページ、中木庭ダムの周辺整備事業です。

展望台ができて、ベンチとか、少し周辺整備をされるということですけど、今後、ほかの遊具であったり、何がふえて、最終形というのはどこら辺まで、その後、予算を使うのかというのと、どういう遊具とか、どんな感じになるというのは、最後、完成図みたいなやつを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回、補正で遊具の追加とか、ベンチ、日陰のための屋根等を行っておりますけれども、今年度、先ほどありましたとおり、やまびこ広場のほうに展望のできる場所、湖面を見渡せるように、広場のほうから少し湖面側に高台を設けて、全体の景観が楽しめるようにこの事業を行います。そして、川の向かい側ですけれども、トンボ池というのがございまして、ここが少し荒れておりますので、ここを小さな子供さんでも遊べるように、水辺を少し整備して、流水的な楽しみもできるように、その整備を行う予定でおります。

大きなのは今年度までで、あと来年度以降は、遊具自体はほぼあそこの広場の中の面積は満たして、そしてまた、先ほど答弁いたしました、食事どころからおりる階段とスロープ側の少しスペースがあるんですけれども、そこは駐車場が不足しておりましたので、そこを駐車が二、三十台できるように整備を行うということで、あとは川向かいのほうの裏側の市道ですね、遊歩道的になりますけれども、そちら側の整備とか、あと、要望に基づいて、少し補正等も絡むかもわかりませんが、今のところ、大きな事業自体は今年度あたりで一つはめどを立てたいと思います。あとは、辺地の中木庭周辺としては、自然の館のほうの整備計画を少し入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

はい、わかりました。皆さんそれぞれ、この件についてはいろいろ質問があっていて、あと、どの程度かなと思って、また聞いてみました。

それで、最近すごくあそこ、この前も駅伝があつて行ったんですけど、ほかの土日とかも何回か行ったことがあって、すごく多いというのは感じます。子供たちとかがたくさんいて、保護者さんと遊ばれていますけど、ああいうときに、例えば、事故が起こった場合の対

応というのをどうされているのか、また、今までにこんな事故が起こったとかあれば教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

広場を御利用されるお客様方が、市内、市外、県外、非常に多くなってきて、うちの課としても、これだけ遊具で反響をいただけるというふうには想定していない部分がありました。

それで、安全の面を特に今御質問ですけれども、市のほうで個人さんが遊ぶ分の事故は、例えば、道路でけがをしたり、そういう部分は、対処は個人さんにお任せするということが今のところは実態です。

今年度、特に遊具ができてからの大きな事故というのは確認しておりませんが、安全・安心の面を考慮しますと、一応あそこの飛び出しが心配されますので、飛び出し注意の喚起のために、車の出入りを防止するために、広場のほうの入り口に鉄のガードを入れたり、あるいはトラロープを張ったり、今後、ちょっとまだ費用的にどうするかもありますけれども、一応地元でできる部分として、注意のための看板とか、そういうのも入り口とか、あと駐車場側のほうからのお客様が出入りされるところにも、各所に配置をしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

道路側のくいですかね、そういうふうなところは前言われていたと思うんですけど、今、設置されてある遊具で具体的な、例えば、わかんないんですけど、手を挟んだりしたときに、市の責任とかはどうなるのかという疑問が1つあるんですよ。ほかのまちでも多分老朽化して、ちょっとよく遊具がわかんないんですけど、これが折れちゃってけがをしたとか、それは管理責任とかも問われると思うんですけども、そういったことを想定はされているのかというのと、具体的な市の、これは責任がある事項というのは、例えばどういうふうなものがあるのかというのを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

市のほうでダムの遊具につきましても、事故、市内の公園環境もですけれども、それにつきましては市のほうで、利用者に対しての保険は加入しております。先ほど言いましたのは、個人さんが道路とかに飛び出してとか、車で事故とか、そういう部分は市のほうでは対処しなくて個人さんに任せるという意味で、遊具については市のほうで保険に加入しております。

どういう遊具でけががあるかというのは、いろいろなケースがあると思います。公園の注意について、国のほうの調査とかで大きな事故があったときの報告は、全国の市町村のほうに、こういう事故があったので注意をしていただきたいというふうなケースがある中で、例えば、指を挟んだりとか、高いところから落下したりとか、小さな子供さんがほとんどなんですけれども、そういう落下、そして挟み等の事故が多うございます。今のところ、確認しているのはそういう状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

それでは、指を挟んだり、落下したり、その程度にもよると思うんですけど、そういったのが起こった場合に、具体的に私がどういうことをするのかというのがわからないので、例えば、事故がありました、指を挟みました、また、落下しました、その後はどこに連絡して、どういうふうな感じで対応されるのかというのはどうなっているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

市の施設には一応保険を掛けておまして、市民総合賠償保険と申しますけれども、例えば、市の施設であると、市の瑕疵があった場合、例えば、何か知らんばってん、めくり上がとった、それを修理しなかったとか、そういう瑕疵があった場合には賠償責任を負いますので、それにつきましては市の保険で対応することになります。

対応といたしましては、まず、原課のほうでけがの状況とか、事故の状況を把握していただきまして、相手方との折衝となります。うちは保険として、保険会社とこういう事故がありましたという報告をしながら、じゃ、鹿島市の瑕疵がどうなのかという判断をしながら、保険の対象になるかならないかということで判断して行って、最終的には被害者の方と示談という形で進んでいくかと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

はい、わかりました。そしたら、遊具では最後なんですけど、近年、鹿島市で事故があって、こういう保険がおりたとか、思い当たるのがあったら、何年前とか、いつでもいいんですけど、ありますか。記憶はどうでしょうか。最近あったんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

市の施設にもいろいろなものがありまして、例えば、道路関係でありますと、きょうありましたカーブミラーの件ですとか、あとは以前でありますと、道路のくぼ地にはまられて、こけてけがをされたとか、遊具の、例えば、くのっ張りとかなんかで遊ばれて切ったとかいう事例はありますけれども、そう頻繁にあるものではございません。

以上でございます。（「遊具」と呼ぶ者あり）遊具で。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

遊具ではないということで、きちんとした管理ができていますから、そういう事故も少ないのかなというふうに思います。

最後、先ほど松田議員が質問された点で、32ページの実質負担額についてちょっと質問なんですけど、さっき寺山参事が言われた交付税措置率って、74.7%で27億円なんですよ。これって、74.7%という数字は、多分、年によって大分——大分というか、差があると思うんですよ。例えば、今年度の補正予算では、社会保障のたしか交付金か何かがかくって下がったとか、辺地のやつでは8割あるけどって、さっきおっしゃいましたけど、あの交付税によっても、すごく変動があると思うんですけど、この数字を出す意味というか、そういうのって何なんだろうなって一瞬思ったんですよ。交付税措置率が多分違うから、年によって。だから、そういうところって、これは何でなんですかね。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

この74.7%のまず措置の出し方ですけども、これは決算のときの主要成果の説明書というのがあるかと思えます。その中の10ページのほうに、いろんな起債発行する業種ごと——業種ごとというか、項目ごとのあれがありますので、そこのほうにあらわして、毎年算出しているところがございますけれども、この74.7%につきましては、年々で、例えば、それは

極端に6割落ちるとかいうことはまずありませんので、数%単位ですっと動くことはありますけれども、ほぼ七十数%台で推移するものと考えております。主な要因は臨時財政対策債が占める割合が高くなれば、必然的に高くなるということも影響してくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

2点ほど質問させていただきます。

まず、今までの説明の中でも少し出てきたんですけど、補正予算書の18ページのところの土木費国庫補助金、この中で社会資本整備総合交付金、これが28,000千円ほど減額になったということですね。これは、私たちの総務委員会でも御説明はいただいたんですけど、非常に今後の土木といいますか、そういうふうな道路事業等について影響がやっぱり出るなというところで質問させていただくわけですが、基本的に要望額は出されているはずですけど、まず、本年度、何%要求をされた中で交付がされたのか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

この社会資本整備総合交付金事業、特に道路事業関連は、大きく年によって率が違う部分があるんですけども、一応、要望額に対して、率として橋梁費関係が95%程度で、道路が65%程度ということで、想定内かといえば、なかなか厳しい面があると思います。

この社会資本については、県内で、うちとしては要望を行っているんですけども、パッケージになっておる部分がありまして、要望どおりに事が進めば、うちとしても道路、特にライフラインですので進めていきたいところではございますけれども、なかなか厳しいのが現状でございます。

この大きな要因が、いろいろあると思いますけれども、まだ東日本大震災等の影響が尾を引いている部分があるのではないかという分も、うちとしては考えております。今後なるべく県を通じて国のほうへの働きかけで、この率が上がっていくように、市としても頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、説明されたように、全体的なパッケージという額があって、その中からということに

なったら、やっぱり優先される場所は出てくると思うんですね。国内にしてみれば、先ほどあったように東北のほうとか、そういうふうになってきて、ただ、こういうふうに道路については65%と、そうなってくると、やっぱり鹿島市の土木費、このあたりの事業において、今後、影響は必ず出てくるわけですね。多分、ことし予定していた分、何かしらを削らなければならないと、そういうふうになってきていると思うんですね。そのあたりの影響、それと、加えて道路の新設とか改良、そして橋梁の補修、そのあたりでどういうふうな影響が今年度出ますか、それを御答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたしたいと思います。

この交付率の減でどのような影響かということで、大きく2点でございますね。影響の及ぶ分と、あと、今度、工事、補修関係での部分ということで、まず、1点目の影響でございますけれども、大体想定されていると思いますが、うちのほうで100%の工程延長で、道路関係ですと、予定していたのが長さを変えたり、あるいは工期を2カ年に分けたりという部分がまず出てくる部分がありますので、その分、長期的にまた、仮に総合計画等で、あるいは実施計画等で出している分の計画が、当然後年のほうに譲らざるを得ないというところは出てくると思います。

それに関連して、2点目の工事とか補修も、今年度分は一応、率の範囲内では予定として、箇所はいきたいと思っておりますけれども、あとは延長とか、そういう部分での影響が少し出るとしたら、また議会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

この道路関係とか、そこら辺は特に地元との要望関係を、市のほうでは受け入れを、今、区長さんを通じていただいておりますので、その中で、特に生活上の集落と集落を結ぶような大きな道路等とかをライフラインとして優先順位等をつけながら、事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今おっしゃったような影響はもちろんのことですが、やはり地元の業者の方、土木とか建設、このあたりの業者の方も、やっぱりできるだけ工事を発注してくれというふうな要望等もあるわけですから、このあたりも影響してくるかなと。

それと、やっぱり一番は、地元からさまざまところで、もう古くなっている道路、市道にしてもなんにしても、いろいろあるわけですが、そのあたりがやっぱりおくれが出て

くるなということ。今回の交付金、橋梁については95%ということでしたけど、やっぱり気になるのが橋、市内、多分300カ所ぐらいあったんですかね、そのくらいあるんでしょうけど、ここのあたりの補修っていうか、計画はどういうふうになっていますか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

先ほどの橋梁についてですね、市内のほうに今、約300ぐらい市道橋という形でございますけれども、これは平成25年から全国で行うよう、国のほうからの通達に基づいて、うちのほうも年次計画で行っております。特に生活に必要な大きな橋で危険性があるようなところは、橋梁の点検を行いながら、もちろん、職員が今、土木技師がいるんですけれども、今年度から特に技術力を身につけるために土木の技師——今、うちの課のほうにいますけれども——が現場に出ながらも、勉強を、研究をしながら、通常点検でも確実に危ない箇所を押しさえるようにチェックを行いまして、それを危険な箇所、緊急性がある箇所を順次積み上げながら、年次計画の中で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

そこのあたり計画的に進むことができるように、私も願うところであります。やっぱり古くなった橋、通っていて結構ありますもんね。市街を抜けて、いろんなところ、山間とか行った場合。ですから、そこのあたりお願いをしたいなというのと、あと、こういうふうなことが今後も続く可能性がないとは言えない。そうなってきたときに、今、来年度、28年度予算のほうを考えていらっしゃるんですけど、そこのあたり、土木費についてある程度、予算編成に何かしら影響といいますか、変化はありますか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたしたいと思います。

来年度以降の事業に、今回の交付金等の影響があるかと。当然、うちが100%要望している分に対して、率が落ちれば影響が出てくると思います。その中で、先ほど申しましたとおり、今のところ、上がっているような事業をするための道路、橋梁関係ですけど、これは、今回でいえば総合計画、あるいは実施計画に織り込みながら、なるべく御要望に沿うような形で市のほうでは頑張っていきたいと思います。

もし計画していて工期が延びたりする場合は、議会のほうへも随時お諮りをしながら、これは当然、御意見をいただきながら、市としては事業は進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私は、全く影響がないかといえ、そうではないだろうと思うんですね。市民の方からさまざまな要望、特に道路等、里道に関してもなんにしても、いろいろ来るわけですけど、大きな事業のこういうふうな交付金、このあたりに頼る部分が大分あるわけですから、これが難しくなってきたと、交付金も交付される率が減ってきたとなったら、やっぱり自主財源というところを使わなければならない。そうなってくると、ほかの土木費以外のところから、どこかから持ってこない、その分、もともとの本市の1年間の予算というものはある程度もう決めているわけですから、それを、要望があったから150億円を160億円にしようなんていうことはまずできないわけですから、そのあたりしっかりと、私たちも今後の動向を見ながら意見を言わなければなりませんけど、ちょっと心配なところありますので、今後とも注視をしながら、予算編成のほうにも頑張っていたきたいなと思っております。

あと1点、先ほどから松田議員とか、中村一堯議員から質問が出ておりますけど、私もちょっと気になっていた説明資料の32ページ、33ページのところです。非常に寺山参事の御説明を聞いていると、何かしら数字上のマジックを言っているような感じで、実際どうなんだと、でも実際、市債の残高は107億円じゃないかと、その中で臨時財政対策債、このあたりを引いて61億円、そして、今度はまた逆の論法といいますか、交付税の措置率、現在の74.7%、このところですから、それを引くと25.3%ですけど、それを掛けると27億円程度と、それはそれで、私たちも毎回毎回、多分、こういうふうに市債の発行がふえてくれば、質問は欠かさずに行うと思っておりますので、しっかりと御答弁をいただきたいと思うんですけど、先ほどの答弁の中では、年間の償還額が10億円を超える可能性も出てくると、そういうときもあったということですけど、今後、そういうふうなこともあるだろうなと私は思います。ことしが830,000千円、12月補正の前まで、この償還の見込み額というのがここに書いてありますけど、これが10億円以上、毎年返済をしなければならないとなったとき、このあたり、財政的に、バランス的にはそれでも大丈夫だということでしょうか、それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

幾つか財政関係の質問がございましたので、私からお答えしておいたほうがいだろうと思うものをまとめてお答えいたします。

まず、道路の話ですよ、土木費。これは、最近の土木費のことをいろいろお話をしておりますが、土木費の経緯をまず20年ぐらい見ていただきたいと思うんですよ。かつては、今の倍ぐらいあったはずなんですよ。で、全体の予算の総額が変わらないのに、そこが半分ぐらいに落ち込んでいると、農林水産業費も落ち込んでおります。民生費が3倍ぐらいになっていると、そのことによしあしじゃなくて、実態として鹿島市はそうならざるを得なかったということです。

そこで、何で土木費がそうなったか、幾つかの原因を、いっぱいあるんですけども、一番わかりやすく言うておきましょう。

1つは、道路は北へということにして、東北ですよ。それからもう1つは、佐賀県の北部が、道路は今、集中的に予算が投入されているというのは、これは事実なんです、現象面として。もう1つは、佐賀県全体の土木費がかなりこのところ、何年からかというのは起点が難しいんですが、五、六年と見ていいんですかね、減額をされております。鹿島市も土木費が、当然その制約を受けまして少なくなってきた。

ただ、鹿島市には特有の理由がございます。1つの理由は、やっぱり一番お金をくれる国交省と意見が合わなかったことが多いんですよ。これも1つの原因だと挙げていいと思います。だから、我々はそこをどうやって乗り越えていくかというふうに考えていただきたいと思います。

それに加えて、どちらかという国交省の予算編成自体が、従来は新しい投資にお金が回るようになっていきましたが、最近は老朽化したもの、補修、ストックマネジメント、ストック効果を狙ったというふうに言っていますので、おくれらせながらスタートを切っている鹿島市は、非常に有利な状況ではないと、例えば、沿岸道路なんか一番最後尾に回されていますから。

そういう状況の中でどういうふうにやっていくか。ただ、そういう文句ばかり言ってもしょうがないもんですから、どうするか。

1つ、議員の中で御記憶だと思いますが、二、三年前だったかですか、佐賀県と国道の移管について長年の懸案事項がございまして、いろんなことで条件を出したり、向こうから条件を出されたりして、折り合った国道移管の条件を、覚書をまとめました。これは御記憶だと思います。この場合は、それは省略いたしますけれども、それが一つ道路についてステップが上がったんじゃないかならうか。

それから、最近おかげさんで、本当にお金を送ってくれる国交省とは、そんなに悪くはないし、例えば、道の駅を取り上げてみても、国交省がみずからいろいろ研究会の中にアドバイスをくれていると。

それから、何より沿岸道路でいいますと、県と国交省に頼んで、ことしの8月から、どうやったら本当に道路ができるんだいという勉強会を始めております。こういうことを一つ一つ、地道ではありますが、きちっと整理をしていって、さっきお話があったように、要望しているところの6割が7割になるというようなことを我々としては対応していかないといけないんじゃないかと思っております。

ちょっと言葉尻をつかまえるようですが、予算編成が苦しくなったわけではないんですよ。ずっと苦しかったんです。なぜかという、天井を押さえられて、中の、つまり目的にはめ込むところ、いろいろいじって何とかして耐えてきた。経常経費は削りながら、新規投資はしないと。しかし、ある程度いきますと、これは縮小再生産になって、おっしゃったとおり全く自主財源がなく、これ以上ないと、もう成長はできないし、自分たちの金で、いろんな形で高齢者とか、子供たちに対応しようとしても、もうできない、ぎりぎりの削り方になってきていると。そのための成長路線をどう見るか、そういう意味では、世間の流れとは鹿島は少し違うんですよ。おくれております、それは。

よそで、かつて私がお話をしましたように、4つの壁というような壁がございまして、これは松田議員だったですかね、お答えをしましたが、さらにまた合併特例が延長されるとか、私たちのまちに不利なこと、不利なことが今重なっていつているんですよ。だから、それをみんなで何とかして乗り越えていかないといけない、これが私が申し上げておりました総力戦、やっというんな形で、特に道路につきましては、少なくとも上向きの傾向が見えますので、我慢していた分をそこに振り向けていくかと、そういう公共投資については、道路については一つ光明が見えてきたかなと、頑張らなければいかんということだと思います。

お話があったいろんな数字については、必要があれば担当の課長からお答えを、もう一度念のためにさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる公債費ですね、元金、利子含めた公債費でいきますと、現段階でいきますと10億円切っておりますけれども、過去ずっと5年後ぐらいにいきますと、12億円とか、そこら辺まで到達する可能性があります。ただ、過去最高に払っていたのは、平成十二、三年ごろに1,650,000千円ほど払っていましたので、そこまではいかないと思います。

なおかつ、そこで違うのは、その当時は臨時財政対策債というのを含んだ形の残高、元利償還、いっていますけれども、その当時は純粋な建設市債分だけでしたので、そこだけよろしく願いします。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。私たち議員もいろんな、今やっているのは補正予算ですけど、やはり財政のことをしっかり把握しながら質問をしていかないと大変なことになりますので、市長が今、御答弁いただいたのを受けてから、私がこの後、また質問するのは非常にやりにくいんですけど、次は積立基金です。

積立基金も次のページにありますけど、結局、平成25年から27年度にかけて、1,180,000千円取り崩しているんですよ。今の市長の答弁を聞いた中で、自主財源が乏しいこの鹿島市がいろんな事業をやっていく中で、取り崩すのは仕方ない部分もあると思うんですけど、しかし、今、2,630,000千円、12月の補正が終わったら、このくらいの基金というふうになるんですが、決算のときにもちょっと思ったんですけど、もちろん、基金は何かしらあったときのために、使うためにやっているわけですよね。ただ、この鹿島市の風土として、非常に鹿島市はタンス預金が多いところと言いますよね、銀行関係の方は。だから、そんなにお隣さんのまちよりも企業がつぶれたりしないと、もともと持っているというのを私は銀行の支店長さんから聞いたことがありますけど、そういうふうな風土の中で、この鹿島市の基金がずっと減っていく、じゃ、ここの基金の取り崩しというものは、ある程度限度というものは決めているのか、ここまではもしものためにとっておきましょうよと、そこのあたりはどういうふうに取り決めをされていますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる将来推計的なものはありますけれども、これがいわゆる税収でありますとか、地方交付税の動きに大きく影響してくるかと思えます。基本的には、公共施設建設基金と財政調整基金を一応メインに考えておりますけれども、いわゆる公共施設建設基金は読んで字のごとく、公共施設を建設するときに、その年の負担を減らすために取り崩す基金でありますので、ここら辺はある程度、一定額減っていくのかなというふうには考えております。

ただ、財政調整基金につきましては、これは年度間の財政負担を調整するものでございますので、基本的には最低でも7億円から8億円ないと、年度間の調整は厳しいのかなというふうに考えているところでございますけれども、そこまでいかない前に、いろんな手だては考えなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

じゃ、もう最後にしますけど、基金といっても、先ほど御答弁の中に出てきたように、目的別でやはり基金をこうやっているんですね。その中で、私も言ったように、ただためておくだけが能じゃないと私も思います。使うときは使うべきだと、そのためにしっかりとそういうふうになんか少しづつためてきたわけですから、そういうときは必ず来るし、多分それが今なのかはわかりません。リノベーション事業等を行う上においてね。

ただしかし、最低、もしも何かこの鹿島市で大きな災害等があつて、国から全ての支援等がいただけない、自分で自分たちも何かしらしなければならぬ、そういうふうなときのためには、やはりとっておくべきだろうと思いますので、ここのあたりの数値の推移はしっかりと私たちもまた見ながら、各議会ごとに質問をさせていただきます。

これで終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、いろいろ審議がされておりますが、これまで御意見が出た中で、どうしても私は納得いかないといえますか、わからない分がありますので、再度質問するんですが、これは角田議員の質問にありました北鹿島のプールの件ですね。

これは説明によりますと、老朽化したために早急にしなくちゃいけないということで、繰り上げて今年度に160,000千円ですか、予算をつけられたわけですが、先ほど角田議員の質問の中で、どうせ来年度だから、来年度に申請をして、そして補助金をもらうというような形をとったほうがいいんじゃないかというような趣旨の御発言がありました。私もそう思いましたが、それに対しては、今、その補助金をいただくのは非常に厳しい状況にあるんだからというようなお答えだったと思いますよね。

それはそれとして、まずお尋ねをしたいのは、例えば、これをちゃんと申請して補助金が出るとしたら、この160,000千円に、どれだけの国からの補助金が見込まれるんですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

その前にちょっと、ひょっとして誤解があるといけませんから、今の話を整理しておきますと、角田議員もちょっとよくわからない、わかったような、わからないようなとおっしゃいましたから、北鹿島のプールは、非常にわかりやすく言いますと、1学期の間は使えたんです。プールを子供たちが泳げた。夏休みになって楽しみにしているときに、事故が起きて使えなくなりました。ことしの夏は使っていないはずなんです。使っていないんですよ。そこで子供たちは、ほかのところへ行って泳がざるを得なかった、これが1つあります。

そこで、じゃ、どうするか。今おっしゃったような形で来年度直すとすれば、当初予算でやれば補助金が出るかもしれないけれども、間に合わないと。来年の夏には、もう工期が過ぎてしまいます。学校のプールというのは日常できないんですよね。夏休みとか、そういうのを利用して工事をやります。北鹿島の子供たちが2年続けて泳げない、それはかわいそうだろうという判断なんです。何か補助金が出るからやる、来ないからやらないというのがメインのような議論になってしまいましたが、一番の理由は、子供たちが2年続けて泳げないのはかわいそうじゃないか、そこだったんです。

じゃ、補助金をもらうように申請します。申請したら来るかもしれない。しかし、それはもう1年先に使うということになるんです、プールは。だから、問題は、それもやってみないと、採用されるかどうかかわからんと。だから、それが子供たちのために全く影響しないと、もう1年我慢してもらってもいいじゃないかと、そういうことであれば、お金はあったほうがいいですから、申請をしてもらえなかったら、そこから、じゃ、自前でつくろうねと、こうなってもいいと、そこはおっしゃるとおりです。

だから、その可能性ばかりに目が行っちゃったから、一番のメインは、2年続けて泳ぐことができないのは、北鹿島の子供たちがかわいそうだろうと。なお、もらうかもしれないけど、それをあきらめてお金が欲しいからと申請したら、間に合わなかったら本当に目も当てられないと、こういう状況になるということです。もらっても間に合わないと、そこだけは理解をしておいてください。違ったら、ちょっと事務方から直すと思いますから。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市長の御意見としては聞いておきますが、まず、私が質問をした、例えば、補助金をとれるとしたら、この160,000千円でどれだけの補助金が見込まれるのかというのをまずお答えください。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

ちょっと実施計画の数字を御紹介したいと思います。先ほど、26年度の実施計画の策定時点では、29年度で工事をするという予定でございました。そのときの数字ですが、プールの改築工事費は180,000千円を見込んでおりました。うち国庫補助金が出る金額は14,422千円です。起債を35,000千円、残りの一般財源は130,578千円で見込んでおったところでございます。

以上です。（発言する者あり）

先ほど市長が答弁しましたとおり、夏の授業については、何とかプールのほうは間に合っ

たんです。夏休みとか、（「そういうことじゃないんです。それだけだったら、幾ら国の補助が来るかという数字を言わんと」と呼ぶ者あり）はい。（「はいはいじゃなくて、それを言うてください」と呼ぶ者あり）

先ほど申し上げたとおり、180,000千円の事業費で14,000千円ぐらいということでございます。

以上です。（発言する者あり）

起債については、事業費ベースで180,000千円です。補助金が14,420千円、起債が35,000千円、残り一般財源は130,578千円です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。それで、私が言いたいのは、早くしなくちゃいけない、来年使えない。ところが、今回の補正予算を見ますと、この160,000千円は全て明許繰り越しになっていますよね。私は、急がんといかんから、すぐにでも取りかかれるのかなと思っておりましたら、そうじゃないんでしょう。来年度に先送りになっているんでしょう。私、間違いですかね。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

契約は今年度から行います。で、契約は来年度までまたがりますので、今回、明許繰り越しのほうの承認をお願いしているというところでございます。

以上です。（発言する者あり）

年明けて入札を行って、着手をいたします。で、工期が約6カ月ほどかかりますので、年をまたいで契約期間を設定しないといけないので、明許繰り越しということをお願いしているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、この明許繰り越しというのは、今年度の来月に繰り越すという意味なんですか。——じゃないでしょう。来年度に繰り越すわけでしょう。それを1月からしますっておっしゃっているわけですが、そういう形がとれるわけですかね。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

まず、繰越明許費で議案として額の設定を行いますのは、あくまで上限額でございます。ここまでは繰り越させているアッパーですね、そこまではひょっとして繰り越す限度を下さいということですので、実際、原課では年明けに入札して、契約して、3月まではある程度の出来高ができると思います。その分につきましては、出来高を差し引いた、例えば、40,000千円出来高が上がった場合には、実際の繰り越しは120,000千円ですよという形になりますので、今回、議案に出します160,000千円という数字は、あくまで上限額という形で御理解願いたいと思います。現段階で出来高が幾らまで上がるというのが、ちょっと今できませんので、アッパーである160,000千円の上限の設定をさせていただきということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。わかりましたというが、それで私は思いますが、それはそれとして了解しますが、例えば今回、私がびっくりしたのは、こんなに急に工事をしなくちゃいけない、やり直しをしなくちゃいけない、ことしの夏は泳ぎもできなかったというような、そういう老朽化、使えなくなった状況、管理をどうとったかということは、私は大きな問題だと思うんですね。ことしの夏使えない、大会もできないというような現状に持っていくまでの間、どこが責任を持って管理をしていて、どう見ていたのか、これがどの時点でそういうのが発覚したのか、余りにもずさんだったんじゃないかと私は思うんです、こういう現状まで来なくちゃいけないというのは。それはどこの責任ですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

先ほども答弁申し上げたとおり、プールを含めまして学校の施設については、毎年度、教育委員会のほうで点検あたりをしておりますが、プールにつきましては、外側から見える範囲においては、腐食のほうがそれほどひどくなかったということでございます。これがわかったのは、漏水をプールのほうでございまして、その漏水を確認するために、プールの中に入って、そこで確認していたところ、真ん中付近のH鋼の腐食が非常に進んでいたというのが判明したというところでございます。

そのまま補強をするというような事態ではございませんで、補強をするということは、ある程度、H鋼の腐食ぐあいが進んでいなければ補強で済むとですけども、なかなか厳しい

状況でしたので、そこらについては改築という判断をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、説明を聞いておりますが、外からだけの点検をやっていたと、そういう事態が、今回のような事態が起きることは考えられるわけでしょう。ならば、どうして今までも、そこまで入った点検をしなかったかと、これをちゃんと点検しながら、早目にそのことがわかっていたならば、今回のような形の取り組みでなくて、もっと早い時点で、子供たちだって不便させないような、そういう対応がとれたと思うんですよ。それをしないで、外から見ただけの形での点検、そのつくりようによっては、それでいいのかもあるかもわかりませんね、プールの、さっきいろんな形があるとおっしゃいましたがね。

そういう面では、今回は、まさに点検する側が役目済ましの点検しかしていなかったということを私は言いたいですよ、そういうことになっているなら。それも、今見てちょっとだけのことじゃないでしょう。もう手がつけられないような状況になっていたというような形ですから、そういう管理の仕方をされたのではたまったもんじゃないですよ。これは、プールだけじゃないと思います。学校施設はもちろんですが、ほかの公的な施設だってそうだと思うんですよ。この責任をどうとりますか。どこが一番責任ですか、これは。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

責任ということでございますが、プールを含めまして学校施設の管理につきましては、教育委員会が責任を持つということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もうはっきりしていますよね、教育委員会の責任というのははっきりしていますが、今回のような現状をつくり出した、これに対して、子供たちに対して、皆さんどうなさいますか。子供たちが一番楽しい夏のプールが使えないというような状況ですね、絶対許せないことなんですよ。

お尋ねをしますが、こういう形でしたので、緊急にこれを取り組みをしたということで、来年になってすぐ取り組みをするということですが、来年度の夏のプール使用は、子供たちに確実に保証できるような形で、今から取り組んで進むのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

そのために、我々、全力を尽くして、来年度の子供たちのプールの使用ができるように最善を尽くすということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は、今回はこういう緊急な取り組み、それはせんといかんような状況だと思いますが、このこと自体も許せないし、その前のやっぱり管理のあり方、これも絶対許せるもんじゃないですよ。恐らくこれはもう大分前からそういう形になっていたんじゃないか、私もわかりません、見てもおりませんしね、それをとやかくは言えませんが、私は本当、これは絶対に許せないことだと思います。それをあなた方にどうせろということもできないと思いますが、そのためにも今後の対応というのは、よっぽど慎重にしてもらわんといかんと思います。

もう一遍お尋ねしますが、そこの中の点検、プールを点検するのは、責任は教育委員会でしようけど、どなたか専門家か何かするようになっているんですか、それとも、ただ単に誰かが見て、大丈夫だというような形をするようになっているんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

当課に所属しております建築士のほうが確認をいたします。（「何が」と呼ぶ者あり）建築士です。建築士のほうが確認をするということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、建築士が確認をするということですが、プールの点検、安全かどうかという点検は常時やっていくと思いますが、常時そういう建築士が確認するんですか。ほかの学校だってそうですが、そういう形でやっているんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

日ごろのプールの安全点検については、学校のほうで教職員の方が点検を行われております。建築士のほうは、構造体の点検ということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これからもずっと起きてくることだと思いますので、その辺の点検については、やっぱりちゃんとした、ただ、誰かが見たとか、責任ある人がちゃんと決めてあると思いますので、そういうところで完全に大丈夫だというような、そういう確認をとるといような体制もとりながら、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

どっちにしましても、私は今回のはやっぱり問題だと思います。そういうことで、一応終わりにします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 平成27年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。4時50分から再開します。

午後4時41分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長いたします。

日程第9 議案第62号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議案第62号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

議案第62号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書と議案書をお手元に御準備をよろしくお願いいたします。

まず、議案書は20ページとなっております。

今回の補正は、民間の宅地開発の増加に伴い、管渠等の事業量が増加いたしましたので、その予算を計上いたしております。

それでは、議案第62号 平成27年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたしますので、補正予算書をお手元に御準備ください。

それでは、補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ10,920千円を増額し、補正後の総額を1,286,378千円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

2ページをお開きください。

2ページと3ページは、今回の歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、今回の地方債の補正でございます。今回は、限度額を260,900千円から270,900千円に増額いたすものでございます。

5ページをお開きください。

5ページと次の6ページでございますが、今回の補正の事項別の明細書でございます。説明は省略させていただきます。

7ページをごらんください。歳入でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、今回の補正に伴い、920千円を増額いたしております。

明細につきましては、右の説明欄のとおり、建設事業費分増額となっております。

8ページをお開きください。

7款1項1目、公共下水道事業債でございます。今回の補正に伴い、10,000千円の増額をいたしております。

9ページをごらんください。ここからは歳出でございます。

1款2項1目、建設事業費でございますが、15節の工事請負費において、汚水準幹線・枝線管渠築造工事の事業量の増加のため、16,070千円の増額を計上いたしております。

また、補償補填及び賠償金額がほぼ確定いたしましたので、5,150千円を減額いたしてお

ります。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。これは、ごらんいただければと思います。

以上、平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10、議案第63号 平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第63号 平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は21ページです。お手元に配付の補正予算書により御説明いたしますので、御準備をよろしくお願いいたします。

今回の補正の内容は、納付金等の額の確定によるものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正では、予算の総額に増減はございません。

補正の主な内容は、歳出の納付金等をその額の確定により増額し、その財源を予備費で調整するものです。

2 ページをお開きください。

歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳出の予算の金額を掲げています。

3 ページをお開きください。

今回の補正予算の事項別の明細です。

4 ページをお開きください。

歳出で3款1項1目の後期高齢者支援金は、736千円を増額し、補正後の額を442,601千円とするものです。

内容は、後期高齢者の医療費に対する支援金で、今年度の支払い額が確定したため、今回、増額補正をお願いするものです。

5 ページをごらんください。

4款1項1目の前期高齢者納付金は、43千円を増額し、補正後の額を261千円とするものです。

内容は、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じて、各保険者に交付される前期高齢者交付金の財源となる納付金で、これも今年度の支払い額が確定したため、補正をお願いするものです。

6 ページをお開きください。

12款1項1目の予備費については、今回の補正の財源調整のため、779千円を減額し、補正後の額を25,121千円とするものです。

以上、説明しましたとおり、今回は納付金等の額の確定により増額し、その財源調整のため、予備費を減額いたします。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第63号 平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時59分 散会